

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 50mm JAPAN

貞丈雜記

十四



ワ3  
6188  
14



藝文雜記卷之十四

圖書庫

家作之部目錄

- 一厨中之事  
一會所之事  
一拂格子之事  
一畫戸之事  
一立砂之事  
一遠侍之事  
一健見所之事  
一立殿又曰卿之間之事  
一寢漱之事  
一鄰之事  
一活車寄之事  
一拂帳基之事  
一侍所小侍所  
一公文所之事

- 一玄闇之事  
一書院之事  
一からいとれり  
一みものもかう  
一階かうれのゆ  
一ぬきは隊子  
一かけむしろう  
一縁のさうりあがき  
一お捨ふる出入之事  
一縦綱縦之事  
一帽に上下り之事  
一座浦之事  
一座鋪主位室住  
一まん幕のゆ  
一局之事  
一墓所之事  
一花之法所  
一尊氏賜拂所  
一義政之拂所  
一義輝之拂所  
一義滿之拂所  
一直義所館
- 一宣徹對面所  
一涉度之事  
一「三基ニミ替つる」  
一こそのアドリス  
一舗番傳書  
一涉西津  
一烹觸ウツフ  
一階李廬のす  
一妻戸出入之事  
一疊之事

一義視卿館

一床之事

一政所之事

一魯んばう

一城之天守之事

一長押之事

一禁裏之侍屏風

一どるのゆり

一上手門

一天井之事

きりくうけのゆり

一障子之事

一沸湯飯の入

一碁盤所

一放出之事

一狭板之事

一侍矣内侍

一床傍小引絃

一四枚折屏風

一東求堂

一唐紙のゆり

一間注所

一繪刷

一納破

一つゝそ

一上段之事

一土門之事

一金糸のゆり

一巣壺のゆり

一贊殿

一てつづらけゆり

一沸厨子所

一蹴鞠の庭四年林

一簷板之事

一簷子之事

一火燒屋

一狐戸

座鋪飾ノ部 目録

- 一 床真ミ飾  
一 壺カニカニ益ヨリ居リ立タツやフ馬マ  
一 四幅シラフ襷スル事モノ

紙敷ノ部 目録

- 一 梗紙ヨウシ引合ヨウハ三ミ束ツ  
一 宿残ヨクザン  
一 大うカウ  
一 大けカケあア  
一 射子セキコの雲クモ紙シ

- 一 車書紙  
一 大引小引  
一 積カツ子コ代ダ  
一 うちくウチクより  
一 かカ  
一 書札料紙  
一 林下紙  
一 美濃紙  
一 東良紙  
一 うづウヅ紙  
一 うすウス紙  
一 繙金紙  
一 但馬紙  
一 本切紙  
一 香良代カランダ

一虎の皮 獅子のはなす

一熊のはなす

一唐皮

一天平韋

一正平韋

一にしき韋

一むすて韋

一ひきめ韋

一菖蒲韋

一たてあやうが模菖蒲

一みくのは

一羚羊

一高麗皮

一小猿韋

一甲斐國韋

一こと韋

一あく入韋

一品韋

一赤韋

一朱韋

一絆縄目韋

一かけの韋

一丹波目結

一紀伊の國韋

一黒梅韋

一黒韋

一播磨あぐり

一波草韋

一ひきもく草

一大志不韋

一鹿のはの草

一鞍覆行縢卷皮

一涉え草

一獅子面韋

一錦の赤韋

一煉韋

一赤根筋韋

一草木韋

一藍白地

一藍白地を黄

一黃白地  
一高山皮  
一纈草  
一繩目毛草  
一水卷草

一草を洗ひ法  
一八情毛草  
一盡草  
一小紋毛藍草

スニ

文雜記卷之十四

伊勢貞友

千賀春城

同

門人

岡田光大

皮

家作之奇

殿中史記云以  
帳武為郎當令  
不取殿中

一殿中をぞんちつとての字、找にぞうそうハヨウーとの言  
すそそつべーと真衡の説也。東遮塞廿六殿中と云  
奉元をぞう謙念以軍の防よりもあらず。祐多くべー  
主殿一名ラ度殿  
ト云公卿ノ間ニ  
ツヅキタル座舎  
ナリ

雜記十四

公卿之座今時

上段ノ聞ト云

は度けつる又式のは成の時ハ先ノ紙の間へに成ゆり  
を教るべ一又式ニ獻あづりゆて式のは成の時ハ主  
殿へに成ゆり社をあづれり又常の成の時ハ主  
殿へに成ゆき三光院内府紀より主殿ハ七間四面  
主殿へに成ゆき三光院内府紀より主殿ハ七間四面  
南向通法あり面セ方の中妻戸ハニツ至ミハ主御戸の  
中へねえ公卿戸とハ先ハ主人の妻戸也仍平戸ハこれを開  
かず夫人等出入の路也中門車寄はるゝお轎で  
作る家くよ者く興等此アヨリ高き(ヨシ)ニ次の  
妻戸ハ平生の客人の通ひ所也通ハ廣縁を歩キ  
遼連子(ヨシ)白壁の中へまづ首縁は開戸カドモ度縁の西面小  
もハ奏者(ニ仁又難人等の通ひあり)

書道の事より  
ハ書の研斗の  
墨敷をさす簾  
幕の上の事より  
今上段より不  
可

又妻戸竹ノ毛ハ三筋の門の入りより座ハ四書(文政)之次ハ  
六書(文政)花の唐木の三筋座ハ六書(文政)花の内布  
基の上より不  
可

又妻戸竹ノ墨敷あり硯一面脇息(スジ)施基(スジ)也  
也四間よ墨敷あり硯一面脇息施基(スジ)也  
妻戸ハ翠巻(スジ)を接て鈎光(コカル)也  
れて主戸主殿の間よ帳幕(スジ)を南向(スジ)也  
座との間よ襖障子二門あり中央を左右へ開キテ以とす  
るもあハ度のまの障子より入てまよ渴すは對面而  
の後の度のまの障子より押板(スジ)を左右へ開キテ以とす  
るもあハ度のまの障子より入てまよ渴すは對面而  
時ハ先ノ御の間へに成ゆきは度をあまび一但(スジ)の  
今不ハ主殿へ  
主殿ハ麻豆(スジ)

式のゆ成<sup>ス</sup>先  
三卿<sup>ミニシヤウ</sup>入<sup>シ</sup>  
次<sup>ス</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>  
次<sup>ス</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
左のゆ成<sup>ス</sup>先  
主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>  
金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

上<sup>ヨ</sup>ハ<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>ア<sup>シ</sup>レモ<sup>ト</sup>式<sup>ミ</sup>獻<sup>ス</sup>多<sup>リ</sup>又<sup>ハ</sup>式<sup>ミ</sup>獻<sup>ス</sup>ア<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>卿<sup>ミニシヤウ</sup>入<sup>シ</sup>  
り<sup>シ</sup>テ<sup>ト</sup>武の<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>の<sup>ト</sup>時<sup>ハ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>シ<sup>テ</sup>宋五一冊授書<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>馬<sup>ハ</sup>益過<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
成<sup>ス</sup>方<sup>ヲ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>方<sup>ヲ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>樂<sup>ノ</sup>舞<sup>カ</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>樂<sup>ノ</sup>舞<sup>カ</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

上<sup>ヨ</sup>ハ<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>ア<sup>シ</sup>レモ<sup>ト</sup>式<sup>ミ</sup>獻<sup>ス</sup>多<sup>リ</sup>又<sup>ハ</sup>式<sup>ミ</sup>獻<sup>ス</sup>ア<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>卿<sup>ミニシヤウ</sup>入<sup>シ</sup>  
り<sup>シ</sup>テ<sup>ト</sup>武の<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>の<sup>ト</sup>時<sup>ハ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>シ<sup>テ</sup>宋五一冊授書<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>馬<sup>ハ</sup>益過<sup>リ</sup>て<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
成<sup>ス</sup>方<sup>ヲ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>方<sup>ヲ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>樂<sup>ノ</sup>舞<sup>カ</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>樂<sup>ノ</sup>舞<sup>カ</sup>入<sup>シ</sup>  
主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

一<sup>シ</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

使<sup>ス</sup>主<sup>シ</sup>の<sup>ト</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

一<sup>シ</sup>對<sup>シ</sup>面<sup>ハ</sup>年<sup>ル</sup>五<sup>カ</sup>月<sup>ル</sup>移<sup>シ</sup>十五<sup>日</sup>主<sup>シ</sup>外<sup>出</sup>主<sup>シ</sup>面<sup>ハ</sup>面<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>對<sup>シ</sup>

面<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>度<sup>カ</sup>此<sup>シ</sup>  
ト<sup>ス</sup>あ<sup>リ</sup>も<sup>ハ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>ト<sup>ハ</sup>又<sup>ハ</sup>別<sup>リ</sup>の<sup>ト</sup>此<sup>シ</sup>對<sup>シ</sup>面<sup>ハ</sup>ト<sup>ハ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>の<sup>ト</sup>

一<sup>シ</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

下<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>檜<sup>ヒ</sup>皮<sup>ス</sup>首<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>茅<sup>ス</sup>首<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>

主<sup>シ</sup>家<sup>ト</sup>初<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>茅<sup>ス</sup>首<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>  
先<sup>シ</sup>爲<sup>ス</sup>の<sup>ト</sup>主<sup>シ</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>茅<sup>ス</sup>首<sup>シ</sup>入<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>金<sup>ム</sup>入<sup>シ</sup>の<sup>ト</sup>  
所<sup>シ</sup>也<sup>ト</sup>別<sup>リ</sup>あ<sup>リ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>の<sup>ト</sup>名<sup>シ</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>ト<sup>ハ</sup>道<sup>ト</sup>愚<sup>ク</sup>  
草<sup>ト</sup>主<sup>シ</sup>花<sup>ト</sup>不<sup>ト</sup>寢<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>後<sup>シ</sup>土<sup>ト</sup>門<sup>ト</sup>度<sup>カ</sup>入<sup>シ</sup>於<sup>シ</sup>彼<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>  
万<sup>ト</sup>主<sup>シ</sup>既<sup>シ</sup>言<sup>シ</sup>矣<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>燒<sup>シ</sup>飯<sup>ト</sup>是<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>ト<sup>シ</sup>來<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>矣<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>  
書<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>是<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>四方<sup>アラタナガシ</sup>葬<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>葬<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>内<sup>シ</sup>敵<sup>シ</sup>ト<sup>シ</sup>

月焼飯下下席帆もひきりて竹若道熙の文と坐す  
と食せよ考究べべ

一 湾格子のす綱木を割りて幕盤の目のとく縫て  
まくねじは敵の廣縁の端あるねこ一间毎よ上  
一段トヨ一枚傍よあぐて入るよのかくへよアメキ  
上げて綱きかふすのと棚のことくよトヘリトケテ  
至く下にかけまきともぐて不善やうなもと神  
若あとも格子ハありぬと御氏お傳きの様ア行す  
一 郡のす風通をむけたれど是も主敵がくにす格子竹若  
主必恭もありモハ板戸のめぐらて板をもとて壁す

志はくさんをあたらぬと是も一層ニ枚ツ模よ入てがす  
ク手よて立ちまし格子の外よあつまし

一 曲戸の事もよ主敵下り下と西方へひく舞戸也  
外の方へひくくに縁よつがう手をあてひきだす書戸  
のトの方よあくつけか手をうきまくられを猪つあがま  
是の手ひくを附すあきをまづきあく

一 湾車寧ようの妻戸の前よあつよせらるく而し  
石浦も夫人うへ車をよせらるく而し

一 積砂ようの車すの前の両方よかをすくあくは  
きりげまく形あい笠のめく下廣よもとあくまく

縁の宮サ御まきしもをつまち車のび本シ一内  
あづえあづえかりよかくせまくさきるのまくけ」とやは  
たう年マツ月マツ月マツ月マツ月ハ必萬アの石原ム合  
左指の時ハ立派をああと立ひ背ぬきテ間半斗さき  
セあずれのうらぬ社あるべ一書アの兩の柱の西に  
ベ一太サハ主家之位より大かある物のねつづくたま  
河原若くハ〜〜知りべ

一 涉帳巻のゆ毛ハ主敵敵のゆの涉夜のう〜うあれ  
度发の名ニモ度發より主敵の山度へ止みのゆ  
は帳を畜身おほ姓毛と云ふ涉帳とハ神氣あづの

三光院内府記  
云主殿間ニ有  
帳臺構云々

源平盛衰記卷  
十九文覺発心  
之条ニ左工門尉  
髮洗ハヤ酒三醉  
セテ内ニ入レ高  
殿ニ伏セタラニ  
客中夫ヲハ帳臺ノ  
奥ニカキ卧セテ不  
アリ前ニ高殿ト  
云テ後ニ帳臺  
ト云フハ帳臺  
トモニハ高殿  
トモニ也

調臺六主ノ居  
間也サレハ色々  
ノ道具ヲ納メ  
テク也

涉帳のみ一暖簾のみくさりねも出ロの内もま障子  
乃引手の中よつてやう袖をすてあはまさを征弦を結  
びすき結の端もかくわくこれを縫ヌ納石椎ナントカマユと云  
あり納石よハ御夜御夜トハ道具のすもを多くが涉帳をも事  
也貞衡ニ涉帳巻ハ今ヤニモ納戸と云ふ同ド  
エリキモ既ニ其まくのゆよダベーも法或ヨリ  
めはもろとひよてハア又帳巻ハ一既ニも

太平記卷十筑

紫合戰ノ条二

遠侍ヲ見ルニ蟬  
本白クシタル青  
バノ旗竿アリ  
ミ武具ヲ置ク  
所ナリ

貞丈云侍トハ  
主殿ノ内タヽ  
ノ外ニ板敷廣  
長クアリ是家臣  
ノ居サフラフ所  
ナルエサフラヒト  
云是ヲ内侍ト  
云コノ内侍ニ對  
テ主殿ヨリナレ  
テ外ニアルヲ遠  
侍ト云ナリ

一遠侍ト云ハミ殿アドナリハモリテ遠くもあれたる者而之  
表向ミト者之侍の居りて謙余年中行事ミテ遠侍  
ハ大間セリモ主殿ニ至アドハシテニシテ主殿は遠侍  
トハ戸障子アドミテテ木板敷アリモ云ニ遠侍  
武具をかざリ立ムニ雲虎集ニ馬を引ケリモ紀ノ簡  
免ヨリ前門ヘハ不出遠侍の方ヘモ入ミシキ平階内  
語ヨリ義平などの名を歎あめバシモ立ムナシベキテ  
とてひいて入りきアシヒトスルモ既ニ云ハ遠侍内  
事ヨリ主内侍ニ内侍ハミ殿の内之板敷モ又名  
亭ヘ附成記ニ厥の侍ト云アリモ馬をの内殿の者

番を立ム而アリテ所ニ馬具を飾リ立ムニシムハ審人  
何儀モ心ナリ

曾我お語ニ  
いえ幕しつん  
であげはは不  
走り入キホ山  
車中行李ニ岩  
ノ面ニ上林ニ  
出礼仰ム於西  
面不拜賀ニ畢  
而於小侍不入  
究未當房參  
會述唐社モ

侍所サノネイトヨ  
コサフライヨロ

人を侍所別商小侍而別商トニテ於役名ニ新見合ヨンティイトヨロ  
健児所ト云ハ中间の居りて之下学集ニズアタラ健児の  
字日本記卷廿四皇極天皇元年六月ノ記ニテ千カラモト  
クモンジヨ

ノシシニ又杜詩一集の注ニ健児隨時ノ軍卒也トあり  
公文所ト云ハシ代すれ行ク而於其の政事の久事モト  
納リ立ムニ此而ヘ役人集ニテ革を評議決引セリ  
源平盛衰記十三官廳ハ凡人モ至ハヌ又不モトあり禁衆

官廳官廳トハ大政官役所ヲ云 常の人の家とハタ久しく固じる  
ありとぞ

ジクシ

三光院内府記  
予云塗輿ハ諸家於諸山門前乗之也但東堂者至玄関乗之云々

古今の世武家の家作は玄関と云ふ不ありて家人も云ふ  
少入多見古ハ玄関ハ武家はハアキリ何リ也古の武家  
居宅ハ外より築地あり今の屢それは門あり大門と玄門を  
入て屏風門イチウモンあり是を中門とも云中門を入れて玄殿あり  
是を對面石とも云對面石萬戸石う寄人使石あら  
ある所ハ奏者對面石の縁をありて庭石と姓名を刻て  
御座敷へ通せべき人をバミノヤカセと對面石へ通し  
入る進ぬがども庭石と呼べば起を知りて旧記

を讀てハ合點ゆる年月を

書院并床太平  
記世新將軍京落ノ条云爰ニ  
佐渡判官入道譽都ラ落ケル時我宿所ハハ定テサモトアル  
大将ヲ入替シラントテ尋常ニ取シタメテ六間ノ會所ニハ大效ノ置ア敷十ラヘ本尊脇繪花瓶香炉罐子盆ニ至ル並一様ニ置調テ書院ニハ義之草書ノ偈韓愈文集眠藏

一  
今時武家もて客殿とも對面石とも云べき石を書院と  
之書院と云名因古も云くのを本を書院ハキスムアミ  
佛書を多く学文もて而も書院と云ヒ利殿のばり禪  
家のより武家移る年月

又曰書院と云ひの上古ハ俗のあよハ多ニ書院ニ書方とて佛書  
を多く学文の傳承あらむ学文所のすゝ謙倉時代より  
禪法もすり武家禪法を好み常に対面石すり事も  
かくす方の如く書院を立れり書院ハ對面石との  
別之たるかくハ武家の對面石を書院と云ふあれ

六沈ノ枕純子  
宿直物ヲ取副  
テ置ク云々

唐史云玄宗置  
齋正書院聚文  
字之上トアリ是ハ  
寺ニ非レモ書籍ヲ  
講スル所也

一旧記ヨリ清瘦を教トありハシ前あド要ヒソクねヘ清瘦の

ニヤ

夢の上よ外の夢をニ夢教革ガラキニ付壁夢トコロテ

あ西ヨリ縁をきる夢を教テモトコロ貴人にはあさモ  
セ也ヒハ夢の表ヨリトキ付ギル後付セモトコロトモ

チハキヨトハあキシキモテサシタ事ヨリ式の清成の時ハ先

ム骨の間ニ清成は清瘦を教うタゞ但清瘦の上ヨリ  
ビムキミハあキシ清瘦アハ清瘦ハ夢の事ハあリナシ清  
瘦の事ハアキトハ付モテアキレゼトニモ宗五一冊

後書ノハ清瘦の上ヨリ付入レハズレヒトウリ清瘦を教セ

ハタ前メ或ニ此ヒ上ヨリ貴人名付セハ清瘦ハ教うレジ  
ニ方極名付シ後モビ清太名ヨ付セ講アリ清瘦ア

付対面記ヨリ清瘦トヤハいつもの夢三重化のあキミヒ  
トコロトアリんの夢セ清瘦モアリん

一かくいきと云ハ唐石蓋ニ唐のあヨハ夢を教シタア  
石を蓋セモ如ク門のトヨ四角アリ石絞蓋つめぐるモ  
カクイモモトヨ石た之の事シ

一一の夢ニの夢又一の対ニの対とも書ヒしたの字もえ  
リシベーにごるハ無モノハ女中教院の事ニニの対  
あり者メハチニ林並中ヨリ足出シ西の夢東の夢を  
ソリヨリ一女中教院をばまづて対の対トシシ対の事  
本ニミ殿ヌ対モタヌトニ光院記ヨリヨリ武アリモ

眞の家よりの年が事と曰ひるはそぞう將軍家のもの  
の家と曰じく歎のをとす

一みそのをかうとちハ筆の上方は前黄色の絹シナガタ



トドノヨコ

ぬぬある紋をいふも降下るを一幅櫻シラサギよもうたるをか  
候よからうきぬとえゆきうの帽額カスケよもじひぬを  
ちやくよし出下人のひうのよかわくの名し人の家の  
紋もつらうとえ紋も帽額よ降下る紋あればまくうと  
え又そのをかう禁裏將軍ふみの今うんを用ひる  
者の人の着よハ衣よめくあるものうを角ゆ外カク、筆の  
者とのこするとえハみそのの力のよく本名シナよもうかと

後醍醐天皇年中行車ニテリ

神武のミツバ  
ねまもこするも  
外よあり人の  
よすかまこと  
すきとけより

一階陰シナカタ

古今著す集ニ  
云階陰の是入  
てはよあす  
きよけよる  
されよまこと  
シナカタ

階の前よ柱を二本立て上よ屋根をよき出シマシし  
かくシナカタ階の雨よめれぬ折腹ねえと階を陰よせ  
階陰の禁中のは殿ミツバもあり而の御仲ミツバもあり日  
陰の間ともえ

一補居キイ カモイ

あくま障子とちハ表裏シナカタをもて本名シナハ紙シナ  
くまも見へ

うる氏姓あ  
う跡子をか  
し越すをも  
まち「日」のい  
さ「かひ」ま  
くのまどみあ  
り「やつ」と  
うる井姓抄  
うる

ソノ人モアテラ障子シテハ一方モテラテ紙毛草ト  
強うたるをうちまへかくとももと何モ無名ハ障子  
一傍西洋とニ車立好亭セイジンラ（古國記又ニ敵中目記する  
セイジヤウトヘリ毛ハ障よチ雪隱セツインの事）ニ藏一統モ  
陰所インジヨとあるも同トキニ本名ハ廁カツマトニ

一かけもしうとさす旧記カタシマ（古國記又東山版年  
中行幸モニ上の席末ハ三間署カタシミニ九石延間ハキアミ。闕  
セ也其中より柱あり其際の戸兩方へ一本充開カツマリテ  
鐵席あり但二枚の笠四つ切縁カツマリメヒ合カタシミリ  
あり是裏の裏モ篠ススキモ骨カツマモ暖簾カツマのめくらも

一うるんハ高欄ト書く縁のまづりもありうるかん乃  
半ハーフニ禁裏の彦殿神社併寺カタシマトモアツ星城馬場の符  
の車カタシマ佛神の前カタシマのうらんのルーと至應カタシミトモアツ  
一縁のまづりつあきとニ車武羅記カタシマトモアツモハ車戸をむ  
らきたり河車戸の風すとあそぶぬやつよさつつあき  
またとて多くさうつあきとハ車戸の下の端カタシマトモア  
うね毛カタシマトモアツ縁カタシマハつぶう手残歩毛カタシマトモア  
きたり阿のかけうねを縁の下にまよかけて戸をつあざま  
一傍吉廬カタシマトモアツ車年中恒例記カタシマトモアツ毛ハ將軍あり  
傍系内カタシマの時カタシマ禁裏カタシマトモアツ毛ハ將軍あり  
將軍禁裏裝束カタシマトモアツ

は休息あざし候をも禁中よりはせぬに將軍の  
は教令く小拂而くもえ

一 陸格子の間出入り事を古ハ名事と見え一今も  
ノミ忘む事よハアモ武雜記よミヅレの間出入の  
事六法の様子廻りは殿中は主殿トキハ四方とももも  
シテ必ミテ也ハ此は殿とひ候候事も多々有  
候る所ハ出入廻事ハ多至候即又自然死人をも  
い附みうレの上ももろ一トモ一サム多かうもうも  
トばううきうりハアモドリヒキムニトモ  
有る時ハ出入をいむ

一 畿戸の出入も忌む事と見る人古モシヘイモヨハ  
アモシ候事武雜記よミ事の方出入の事は少供  
不善い但つ稱よ出入ハモヤハシ急用一トモ時ハ事の  
間すり出入口有ねの時は玄砂を充満リ百平人出入  
斟酌ておひそく其人坐入へ候べあるが候之

一 豊の廻りは纏綱緑トキハ白地ヨキこの糸を以て花を  
きもうける纏ねと有り強もとたとバあきあま  
て花をまれバ花のまつりをうき赤きもと細く廻りを  
とう又室外ハ一段うすきもとへとをとるこも外れ  
毛も毛ア羅シ知事ト貞丈ヨ纏綱ハ本字暉綱

也暈綉ハ錦の名也毛との糸を以て文を捺キシ文の  
形ハ不定ニ暈ハ日月のかたニテ字也カサとハ日月の  
氣をかの錦の文の廻りよ同しをも濃き色と中古と脛を  
えカの錦の文の廻りよ同しをも濃き色と中古と脣を  
トモカナシ極て三度ニ暈アリテ残カキ日月の廻り純  
暈のめくあれハ暈綉錦トミ衣服の彩色を入る官の  
袖をいろどるふよき事なりハ卷二ノミ次ハ少くタ  
次スハ服ニヨリキヨリもろともうんざんと名付ルモウンヘン御  
ナリ高麗緑ハ緋アリ白地ニ文をハ黒シ緋ミ毛モ  
タリ高麗緑ハ緋アリ白地ニ文をハ黒シ緋ミ毛モ  
紋ハカニ雲形菊花アリ其外不宣也白き麻布又毛  
又を深たりハこのの緋を似せたる略也

一 置の事三中口清ニ縪綉端ノ帖 京筵裏ハ白布ヲ付ニ其

上ニ白生スシノ絹ヲ覆也紙ヲ付テ絹ヲ覆フハ非例也大文高  
麗端ノ帖面京筵裏白布三幅可付之小文高麗端帖  
并紫端置面國筵裏白布三幅可付之已下布三端ヲ付ル  
ハ非例也○同書ニテ公卿家無高麗紫緋端准高  
准紫兩面端准錦○海人藻焚准帝王院縪綉也  
神社併前半置用縪綉緋以外更ニ不可用大臣以下公卿小文之高麗  
緋也僧中者僧正以下同有職非職紫緋也六位侍黃緋也  
諸寺社ニ綱等皆用黃緋准四位五位雲密、用紫緋也  
○禁旅抄云基盤町ハ三間也朝餉准カケ

名多ニ羅

兩丸二帖をあく 南二間はあく(ヨリ)をあくとろく○有職  
問答

問答云問天子親王攝家三ノ以下次第云何答テ云徳綱為  
飛大文紫綱黄綱寝殿以下其所ニ後テ人敷之候大略

名目抄ニ紫端  
赤端ニ倍ニ玄  
事れトアラハ紫  
本ニアラズシ  
テ赤ニカタル  
紫ナル故倍ニ赤  
ヘリト云之禁  
東ヲ始メ允所  
方ニテハ紅染ノ  
ヘリハ紫ヘリノ  
聞傳ハ紅染ノ  
キテ紅染トナリシ  
ナルシト云フ人  
アド

三公家ニ通用候也○名目抄ニ紫端赤紫倍云定誠ノ記○堂上故亥抄  
花山院内府 置端半纏綱ハ茵シト子ノ外ハ臣下ハ不用古ハ大文小文  
差別不體近代大文ハ大臣小文ハ納言於禁裏院中大臣  
位將監將曹用之依奉用紫端徧六位外記史之若ハ必  
納言無差別用小文紫端徧厥上人至地下用之綠端ハ六  
用紫端黄端ハ地ト樂人等事ニヨリ用之至于拿上官  
階下ノ座用黄端春日祭亦外記史ノ座用黃端事ニ  
アド

ヨリ祭主ノ座等用黄綱白縫緋陣宣下疊軾等ニ用之

一帖タヂに上下アシ帖タヂ或疊タヂノ江談抄云大内西房

疊上

下

又

被候云知疊上下アシ可敷率也面ノ邊アシ折返アシ用付ケタル  
ヲ上ト知ル也不折アシ只付ルヲ下アシ可敷也アシ貞丈アシ被候云アシト  
不祥又トアシ洞アシ付アシ考アシハ五ヶ条アシ前アシニ戸アシ都頭アシ候アシトアリ其アシバ  
は疊上下アシ車アシモ亦戸アシ都頭アシ候アシトアリ其アシバ  
ナリ名付ト云シ人カアシソマビラカナラズ

全番タシノヘリ  
此黃色ニシテ  
赤ク輪チカヘラ  
赤タルフリウビ  
ト云コノヘリノ  
吉キ書ニナシ  
ヘリウシト云  
シ達トハ別也

一龍警ヒヨウの事遊仙窟五采龍警トアリ潛確類書ニ龍警卓以鐵蓮

曰龍警序トアリ蘭草一名於鬱草ト云龍警モ

因物れ太ハ唐土ノ事也 龍亮裝束抄ニヨリがんばつるゝよす  
らありむちうにあそちのすきの匂うのむろさます  
ウあるをまつまハレてこきづくをほけたうひ

さういきたまむかあ。貞丈三十九、まつまくとす  
ちとひ蘭をまこよ隣て織つて延へ毛まうびん。今世  
修よ花ごどくいわゆる。いとうかねまうびん。  
名前もうも年

一 痘浦のゆを舊記より六方の舟卷九百の舟をかくとまのむ  
六百とハ十二舟を九間とハ十八舟を北上記よりえう御  
一間と云ひ裏二帖若そ六尺五寸四方と印一坪のすく

一 古の屏風の後よ扇あづ。扇はくとひまゆり。扇あ  
ぐくとひ扇あづ扇をいふもあくと扇づくとひ  
みはあくて扇斗へとすもあたと扇のゆよまひ  
絵指をまし

相	相
床	左右
床	左右
床	左右

一 府主の室位主位のすすきのの正面よ面て居主とお有  
す床のあり方ハ室位と相のあり方ハ室位と室位、  
室人の坐する方へ主位ハ亭主の  
すつの方へある店主店主と書がある  
位の字を用の庵へ

一 中門とみハ主殿の前の御門門のすく太門と主殿との間  
の門あり中門と云ふ

一 せん暮とみハ主の母子上位と主殿の一位と云ふ  
礼教考ノ所不と  
云はれ幕をあはれ簾幕と云ふ。其んたいの  
一をシテ云ひの  
すく

一 曹司と云ハ家を長くつけていくときうすもあまき

書の字ハカギルトモ日の字ハツカサトルトモシ経年  
もきり心セレ用新庵トモニ回レ又ニ由西ノミア智  
トモモレト有リを教庵役トシナハ則以多日トモニ回レ

一局の字高の字カギルトモジア内をあきりて限ニ立トキ  
茶花御宿つゝの庵ニ里の残モの今ハ年テ庵蟹不ム  
けウカヘ屢聞几帳モウをひきつゞヒマモアキモ  
キモ庭園を屏風几帳アキテアキウツドモキモキア  
ねウツバヘウタクシヒツカツガヒムシタヌリ洞あり  
キツカキロ女のおおをつねリトキモ壁モ一人くま  
キモモ、壁モカヘツガ後モ則曹モトモ云新庵の事モ

母庵ト云本庵の事ハ俗モおりやトモニ回レ

一庵前トモラハ御庵トモアキモ不セ由庵トハ飯の事  
テヨヒサ

一猿庇ト云ハシヤーの外ニ又ひきかりトモキモ御人  
藤井云<sub>惠命院僧正室の仰</sub>外ニ又<sub>時代の人も</sub>清涼殿<sub>は原殿ハ禁裏</sub>猿  
庇トヤハ松皮蓑<sub>の外</sub>又板庇<sub>をさくる</sub>一松皮蓑  
よハ時ものよリえぬハ板庇<sub>をさくる</sub>時雨の事モキ  
テ免ヤんとアヌ也ミ

一花房所ト云ハ康苑院義滿<sub>の</sub>所代承和四年三月  
宝町より撤<sub>を建て移す</sub>移す<sub>を</sub>花所<sub>の</sub>花を多く植  
うしたる方の花の所アリヤナリ家モア仕候アホ

宝町殿ともやし 義満の洋文義詮と寛治四年二月ニ奈坊門  
坊門の内所より 宝町の  
花の内所より移り居る

松の御庭と云ひ馬の庭等の御名ねと植へてから  
そバ鞠のかきのめく葉と柳櫻松楓を植す事例と  
ねばうも植てこかまの風雲露草みぞそ鞠  
のかまも用ひし庭草も用る

一 尊氏卿の京都の内所を有す一ハ高倉ニ奈坊門  
八幡町もあり一ツ、近衛東洞院より天下茶剣の時  
よりて以ては住居し候。貞和年中、高武元寺師直  
噭訛を企て取圍して本ハ太平記より一ツハ土师

門高倉より後太曆よりト

北小坂家町花  
序と大的船  
辨記又名

一 義満公の内所ハ初より民公義詮と義満と高倉  
ニ奈坊門より高倉より移り、後は義陽と宝町に山川の  
地より舎を作り、永和四年三月十日移徒あり。花木を多く  
植えられし所の人花の所とすたり。その後山より別  
業を別業ハ山也。應永四年四月移徒あり。时の人小山殿  
とすたり。宝町の内所を北山殿。息義持と云ふ者も居る。是  
よりして義政とすては代の者い内所を候。後  
移りてお門の人宝町殿とす。北山殿ハ後よりとあても廉れ  
一 義政の内所初は宝町。後は北小坂万里の鳥丸

轉法輪寺倉鳥  
及歴と同書上卷

住居へ移りて古鳥丸殿とすたり文安六年三月十一日室  
町より鳥丸よりとて御の身康富記は見えたりと後  
應仁元年細川勝元山名宗全大亂を起して京都大手  
乱争ひよより東山の内より所を修て乱争を避て住居  
一古氣古屋をあつめ茶をゆてあそびて隠れ住む者  
世は東山殿とすより以降本の内より東求堂  
世は東山殿とすよりあくはすまむあくす

一義尚公の法嗣ハ一弟、南油小源小川殿町とす  
とひが是之文明六年以前より居候て猪ノ宮町の花化所  
ハ文政七年兵火にて焼け失うり義政公も東山アキにほ  
乃ひおは小川に逝る父も一郎は居候ひと云應仁死もす

一義禪公の高所ハ宮町中宿門の北武衛陣町とす、承  
八年三好在京太支義徳ね永右衛門佐久通反逆の時  
房所は火をうけさせ自害アキ

一直義銀の嫡ヨシヒハ妻義<sup>ヨシヒ</sup>子氏と  
殿アキ又高倉禪門とす、後義澄將軍は不  
住せらる又後年月を経て應永十六年既義持  
將軍は而も住せらる又後承正十年義植將軍は不  
住せらると一云應仁記ヨシヒとす

一義視卿の義政公の館ハ今出門よりアキ今出門殿と  
ナシテ義視銀と云大知院の事也

一 東水堂と云ハ義政ヲ東山の傍而ま構ひて立  
うれたるその名に由来も東山の傍不捨の因もあり  
はまた義政ヲ傳禪へ草をむかひて之れ古事記  
画をもあつり飾まれ所一說持佛事ありとも云  
白毫佛櫈とも

一 本鋪の上室は床と坐わを作り上りより下りより  
様余の以來のすれすれ氏ヲ夢窓圓作又曰依  
りより將軍家代、禪家の圓作を仰ぐては文衣  
あらじへ受衣ヒガスを以て御衣ヨウイ禪法世ヨモウジ  
お家ヨシキの圓作武家ムカシの年多く床を仲家ヨシキにて  
の佛壇ボダーニに中室を置く而して床は併張アツシマツをかナニ具

足をかざす所アツシマツあり皆出家の風也書院と字は佛書  
を説びて而して入食スルシテも精進也ハ奥教よりも書院  
とく飯のさまをとるあとの事アフタて皆出家の方の風俗  
の様アラタニにされば本代より前後ハ前後にて云ふ事  
跡跡致ひアリ

一 世浦の壁襖障子をかげてもり事ハ古事アラタニある  
事之職人蓋新合ハシナガ紙附の款あり又は「シロ」色の  
うそをきのけどかくえの下シタからりあり月のうそ  
と何シテかより雲母をひきてしおをあとの形シルの  
あそもやうにつけたる事もあらまし

平あぬ倍の老門  
本丸十付豆国モニナカニヨ  
日代兼隆被付  
余は云大自ヒシタが  
たてかくの内  
様シマツをきう方  
をかきりまシマツ

一 政所シテハニ事訴訟シテを取スルばノ級クニ而シテまシテ御室院ミヤシマニ

同宿所モニナカニヨ

ハ終失シテを捨スルて盜賊シテを犯スルす級クニ而シテソハ輸

事シマツは終失方而シテ也シマツ

一 祖シマツんシマツ又シマツ大云ハ馬道シテと縁シテ縁シテの道シテ清風モニナカニヨ  
枕シマツ年中流大名シテ所城記シテ長橋シテ而冠シテされ  
古式裝シテと被スルてめんシマツでありますシマツはあシテ此系シテとれ  
だシマツハ前縁シテのちシマツてさシマツたりシマツを

一 約殿ワリト

と云亭シテの事シテ水シテよ附スルて多シ奥シテを禱シテ事シマツ

一 城シテの天守シテハ上古無シテ織田信長シテ天正年江州シテあま子シマツ  
城シテを築スルは附城シテ内シテ多シ櫓シテを作スル主殿シテ多門天増長天

寧土城シテノ天守石  
垣シテノ高シテ十二間  
南北廿間東西  
十七間石垣二重  
也石垣以二天  
守二至ルシテテ  
七重也云々

廣目天持國天シテの四天王シテを安置スル一塔シテに四天王守護シテと  
て天守シテと名付スル四天王シテを軍シテ神シテ多シ事シテ不シテ德太  
子守屋シテを亡シテ一塔シテに移スル也シマツは徳シテ有シテ守屋シテ亡シテひて  
後援シテ四天王寺達シテ一塔シテに移スル是シマツ萬シテ天增長天  
うよりて之信長シテも多シ事シテおもひて四天王シテ塔シテの上  
よもよもシテも

一 納殿シテとシテ納戸シテの事シテ平治相傳シテたシテナ納殿シテあんシテね  
えシテ立スルせシテと作スルば全館脩シテ部シテの抱持シテを小シテゆ  
つシテあはなシテたシテ義經シテはうシテあんシテいシテもシテ納殿シテ  
つシテもシテ入スルてかシテりシテ一シテ之シマツを

一 長押シテと云物シテハ今シテハ鴨舌シテの事シテアーテシテタシテもと木シテの

あけくとま必上下は巻石の下よりてたらもき木  
をもと押さるゝ大あり家作ハ彦縁より巻石との  
間すゞ仰て左押あり上のごくま源平盛衰記下卷十三  
連成の事白衣とぞ押よ處うけた床よ見出してと  
なりつれく草百六段北の事もあくよはまもどる  
男女とおせしもあううけてねざうむらをゑこそと  
一夕世つてと云ね古ハつづきに障子としりと古事  
考聞集本土書ノ所の事のれとつづきに障子不  
小松をかせんと常見をいとれば他ひあうり常則ハ  
画工也  
一禁裏の御屏風はとづひの不草と革を張りむち附

て紙のとづひのゆくとも表もお年ハをす室  
たるめく一方、斗折えられうハ多あひ御屏風の事と  
是唐風うべて活内所とて常え立す新調の御屏風  
ハ常のゆく成べ風漢書の御屏風とい太宗の御屏風月夜の事  
御屏風唐人か緒の絵に月次の御屏風とい年中行事の事の事大字の  
の御屏風漢書の御屏風地獄變の御屏風の事大字の  
もまたもと色ハ十二月等の併合の時もとくに神えの御屏風と  
詠歌の元の御屏風の事とくに神えの御屏風の  
詩とくに神えの御屏風の事とくに神えの御屏風の  
種有七トハ可有候り

一上臣とゆすの始洋もとば闇白を経て天和二年十一  
廿六日記よ出上臣始り帝不が所山月輪闇白の亭上  
種有七トハ可有候り

一でゐと云は生店と書を寫す對面よりはあきら義徳院  
の中よ而もあつともあると云ひてゐと云

一母庵と云ふ庵の事と今もやと云ふ同く主殿修り主殿  
おひやの圓うよ庵あり 庵のトハ多めに夜下に毛を  
又庵あら毛を除庵と云庵の除庵ありハありやうゆ  
あちやを家の親と見て妙庵と云ふてはあつて一主殿  
と云ふ言ふ対面より主殿へ是を少庵とも云ひ  
假の名とも主殿といひたりを今ほ戸あら毛とハ  
寺の主殿をのこあ殿と云假の假殿阿をば  
署院と云あらハせり非て書院ハ別の事と主殿と書

頼貞四  
忠ノ条ニ云客殿のむくあり二間をもと引あけられバ主殿  
又六間の主殿一間どう出まく主殿と云ハ主役十郎が  
宿の対面の事と是を以て主殿と云ふ事方

一主門と云々東籠奉廿七又奉卅一主門と云う  
従来よ主門とありハ同トヨタよハアビ主門の事  
あらび推して來ざるよ 东籠の主門ハ左右あら主  
主く様もあらそおもそして主中の間の門を主門  
ソアリテ主教よ主門と云ふ事ある名あら主古大  
内系の門か門あら不さまの世を主門と云ひ  
付くとあら主門

義久記曰判官  
伊賀内官  
能義正宿所  
高辻子京極高  
辻子ヨリ允京極  
門平門三テ大  
門セ高辻子而  
八門三小門也

一 上土門冠木門薬院門平門の事を作歌詳より

應仁紀ニ云大名ノ家作ト吉良石橋洪川等を先ヨキテ

武衛細川畠山山名一色六角ハ上土門ヲ立ニケル亦冠木

門ノ武士方ハ瀬州相模土波京極能登美作兩大夫備中

守護因幡守護和泉兩守護淡路守護大駿富樫

伊勢武田大所大丈甲斐ヤ織田畠山ニハ播磨守中勢

少輔遊佐アル細川方ニハ右馬頭下野守黒田トコソ

聞シ土波ノ下六池尾此外奉行類人ト奉公ト外様ノ

大名ノ家ニノ厥ツクリ注サントスル際限ナシ或ハ薬

馨平門ノ大名ノ内ワニ至ル追凡六七年間ハ左アラキ

少覽ル所詮其中ニ取材ハ曾テ在ベカラズ

追考上土門  
ハ門ノ屋ノ上

ヲ灰土ニテスリタル也後三年合戦ノ

繪春日祭ノ絵ニモ見タリ

一 塗籠のす原治の語ニ義朝野間

下向ノ事

あまたの歎切ノセテぬま

シムキヤヘチヤクダイのカマクチヨシシテシテレバ力

ゲトドリテアシモバおえずき太平記卷十三北山版

天井

塗籠亦破モ草庵几帳を引シテ殊る多も

搜トタリシテ拂シ塗籠ハ帳臺のよニ一ツ而ヒ帳臺

主人常ニ寐リ不満トされよづきて納殿きて徳道

具を御の盡又帳臺ハ拂ふあり用ひのあらば寝よとゆ

篠籠アシタコ ち、下シテ 一出ヒラヒ はと勝ハセ ひ、口ヒト 二面ニホ 又东ヒタチ 薪籠ヒツカケ 十二トトコ 云ヒム 篠籠アシタコ  
斗ヒメ あけて外ヒナガ めり、アシタコ なり  
被ヒ 納ヒタチ 金キノコ 篠籠アシタコ 勇ヒヨウ 美ヒヤウ 猪ヒグサ 五十足ヒヂ 美ヒヤウ 猪ヒグサ 百足ヒヂ 略ヒツク 又云ヒム 帐ヒタチ 纳ヒタチ 櫛十合ヒヂ

百足ヒヂ 納ヒタチ 櫛十合ヒヂ 内ヒタチ 献ヒタチ 売ヒタチ 所ヒタチ 被ヒ 納ヒタチ 金キノコ 篠籠アシタコ 古今著聞集ヒタチ 卷ヒヂ

六典言ヒタチ 長櫛ヒヂ 三人ヒトス 献ヒタチ 売ヒタチ 所ヒタチ 被ヒ 納ヒタチ 金キノコ 篠籠アシタコ 古今著聞集ヒタチ 卷ヒヂ  
利口ヒタチ 部ヒヂ 云ヒム 三人ヒトス 一宿ヒツカケ あり、アシタコ 家ヒタチ あり、アシタコ ハ遊女ヒツカケ あり、アシタコ ト  
作りアシタコ そのくすりアシタコ すそアシタコ わぬれアシタコ あくアシタコ もぬアシタコ へ、アシタコ ト  
入アシタコ て移アシタコ うりアシタコ う、

一 天井アシタコ 井イ 井イ 術ゲタ の形ヒメ を作アシタコ うアシタコ 天井アシタコ と云ヒム 又藻井アシタコ

以アシタコ 海アシタコ の藻アシタコ の形ヒメ を作アシタコ うアシタコ お之アシタコ 葵アシタコ の花アシタコ 形ヒメ がアシタコ ま

画アシタコ うアシタコ あり

一 美塵アシタコ と云ヒム ハトヨムナリ あげアシタコ のよアシタコ いあアシタコ 美塵アシタコ を承アシタコ

けあるアシタコ 天幕アシタコ と倍アシタコ よりもアシタコ と見アシタコ えり追アシタコ て考アシタコ  
一 きうアシタコ うアシタコ の半切アシタコ 陰アシタコ の間アシタコ を切アシタコ て陰アシタコ をするアシタコ 陰アシタコ  
あとアシタコ とアシタコ は板簾アシタコ をうけ席アシタコ の間アシタコ とアシタコ 壁アシタコ の間アシタコ 壁アシタコ にアシタコ あ  
せ源氏物語アシタコ 五十足アシタコ うアシタコ うアシタコ ねとアシタコ くアシタコ うアシタコ うアシタコ たアシタコ もアシタコ  
もアシタコ とアシタコ は拾遺物語アシタコ 卷アシタコ 七アシタコ そのもアシタコ いアシタコ 一アシタコ 本アシタコ かアシタコ くアシタコ  
よアシタコ うアシタコ のはきアシタコ しアシタコ へアシタコ てアシタコ それアシタコ うアシタコ あアシタコ とアシタコ よアシタコ  
らアシタコ 一アシタコ 本アシタコ 中アシタコ 着アシタコ うアシタコ お千アシタコ のあやアシタコ しげアシタコ きアシタコ  
ぐアシタコ うアシタコ びアシタコ うアシタコ を切アシタコ つけアシタコ のアシタコ うアシタコ あアシタコ げアシタコ うアシタコ てアシタコ それアシタコ うアシタコ  
かアシタコ うアシタコ びアシタコ ぬアシタコ いてアシタコ おこせアシタコ とアシタコ ひアシタコ くれアシタコ ばアシタコ きアシタコ はアシタコ うアシタコ けアシタコ つアシタコ いたアシタコ もアシタコ の廉アシタコ  
のアシタコ うアシタコ きアシタコ うアシタコ うアシタコ けアシタコ はアシタコ 遠アシタコ 陰アシタコ とアシタコ きアシタコ

一贊殿ミードと云々奥をたぐり納メモりあくらへ室拾邊シラヘノお語オトコロ

用紙大殿ヨウシテイドよまいと名殿ヨウテンよみるやどはあそびのとようちで  
鯛カニのあそびをかわくすりたりとトをと殿ヨウテンよもと第ヒトう

一障ミヤウジよと云ハ厚アツく裏表ミツガタ強タフて成ル絵エバを画スき底シタからち

のうまともうハをバ襷障ミヤウジよと云ハ又高タカき紙シテ又  
生絹ヨシイをもともとハをバあくと障ミヤウジよと云ハ障ミヤウジよ

と云ハ恐名ミヤウジ間マツシを障ミヤウジへ厚アツくつるねあり底シタ障ミヤウジよ

一被衣ヒヅキの底シタの板ヒタチと折打ハサシタをかくをとづうけトヅキと云ハ  
源平盛衰記卷四麻若酒寫シテの筆ヒツは破ハラハラれる瓶子ボトルの首

城平氏シマヘイジの首ハサウエイの度ヒトツ縁エダを三ミば廻ハラハラ獄門クレモントの櫓タワーのあ

併ハナシと名つけて大床オーベルの板ヒタチとうけよどつてぬまと  
結ハシケよるとえくとハシケおのゑハシケうけとつともとハシケはくと  
ひくとハシケよとくとハシケはくとハシケもとくとハシケの結ハシケ  
玉タマ詳ハシケよとくとハシケ板ヒタチの折打ハサシタをとづけとハシケ玉タマはくと  
ひくとハシケ、夜ハシケをぬき休息リラクゼーションする時ハシケはうけをゑハシケよ  
結ハシケよとくとハシケはくとハシケのけと板ヒタチの折打ハサシタよとづけてあくせられ  
まお折ハサシタをばとづけかけとハシケべきとハシケおれどもかけ  
とすまといハシケお行ハシケのすとハシケづうけとハシケほづうけとハシケ

一沸湯殿ヒツヤドのうハシケと云ハ先ハシケハ沸厨子ヒツヂ不ハシケの近くハシケ沸湯ヒツヤ

或況はゆめど  
上にナハキニ一  
タモトは茶の  
湯セヨトアセ  
ナシホトハ若  
の湯の次第  
トあれども或況  
用カノ

扇の上と云々未ありもハ呑湯を初とて詰多用  
タモトは茶の  
「き湯を沸しテトアセ湯をあびゆハ湯もトモハ湯殿  
ナシホトハ若  
の湯を運び行く之湯をあびゆト而モ湯殿トシバ  
トあれども或況  
用カノ

湯あびゆふの湯殿と湯をワツミアリ湯殿トシバ  
ト湯をワツミアリトモハ湯殿の上と上の字を付ケテ  
湯あびゆナモ湯殿の上の字と云心也湯あびゆト湯ヤ  
すホトハナシモアモトアレトモ湯あびゆの  
湯ハ湯ワツミアモトジビ今シテ湯ワツミアモハ湯ア  
ビホトヒシ心也上とシモ畢竟ハナトアモ因レ心もト  
ざれハ湯をワツミアモトモ湯殿の上と云シハ湯殿の上モ  
タモトハ  
タモトハ

奉料の湯モワツミ所されハ内風子不<sup>ト</sup>アリテモ  
てアモヘ内湯殿の上モハ食物アモキモアモトモされ  
づれハ草<sup>ト</sup>は猪<sup>ト</sup>牛<sup>ト</sup>等<sup>ト</sup>ハ内湯殿の上モカシム<sup>ト</sup>モ  
若<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>か<sup>ト</sup>モ又中宮の内方の内湯殿の上ノ内湯<sup>ト</sup>ア  
ト<sup>ト</sup>居<sup>ト</sup>の尼<sup>ト</sup>えつ<sup>ト</sup>を山<sup>ト</sup>の入<sup>ト</sup>殿<sup>ト</sup>は詫<sup>ト</sup>じ<sup>ト</sup>と<sup>ト</sup>ら<sup>ト</sup>又  
内<sup>ト</sup>ち<sup>ト</sup>は<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>あ<sup>ト</sup>い<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>  
ナ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ま<sup>ト</sup>ゆ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>  
ト<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>リ<sup>ト</sup>ハ<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>  
ト<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>リ<sup>ト</sup>魚<sup>ト</sup>キ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>新<sup>ト</sup>ハ贊<sup>ト</sup>殿<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>の<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>ん<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>

よそより至るあり又只今調味よつて、其裏を

湯湯殿のよも帳りをくも

一 廉厨子所と云ハ食器を調へ料理する所也厨ノミ厨と

ミヅシドコロ

よそで食器を調多也廉厨ニシテとよもをもむ  
ありくまとハ竈の櫛子をすりて焉てありおもを  
いのちあるをもんをもとひろとせ音お角もとと海  
人藻菴云廉厨子所内裏仙洞ノ外考法官不可申而空室  
ニ寛平法皇ノ時ヨリ廉厨子所ト申傳タリ常ニ貴不ニハ  
基所ト称之又ハ膳所ナト称之哉臺盤所ト申ス所ハ内裏  
仙洞執柄家在又内裏廉厨子所ア臺所モ可申ニヤ臺所

ノ別當トテ中薦ノ女房然ニキ仁井ヲ撰テ此職ニ被補列

當ノ局ト号スルハ臺所ノ別名ノ事也

臺ハニリテ云

盤ハスミテ云

一 臨盤所と云ハ膳盤ハ食器をすりて膳といふ也

ダイハントコロ

但今の膳の形とハ遠て案の如一もあひ方ハ古世の膳也同  
ト膳立をする所を基盤不と云基盤不と云々を申略して  
基所ト云之女房飯の事を膳盤とも云ふ所のをも又世人  
の書を序基盤所と云はれども多分ハ人の書より今ま  
の食器を調多る事を勤めますゆえ世人の書ハ自身食器  
を調多る事あるも又年を重ねざるもんが多

沙巻所ト云之を補する所也

一蹴鞠の庭四本丸<sup>マツリ</sup>の子親ちり記云翠鷺<sup>スズメ</sup>松<sup>マツ</sup>柳<sup>タガ</sup>

○鞠秘書云は家よハ鶯の松四本又桜楓楓松又松三本

又紅葉一本草人よハ切立とて竹を四本立る

毛利井家母ニ奉引

二本も三本も松ハ我家のゆゑにあくてハ道の植えん

日上

皆松の四本うちもハ位ある人のまゝの庵と云ひき

一放生ハウダシトハヨミス 除氏梅<sup>ハナチイ</sup>ラトヨム

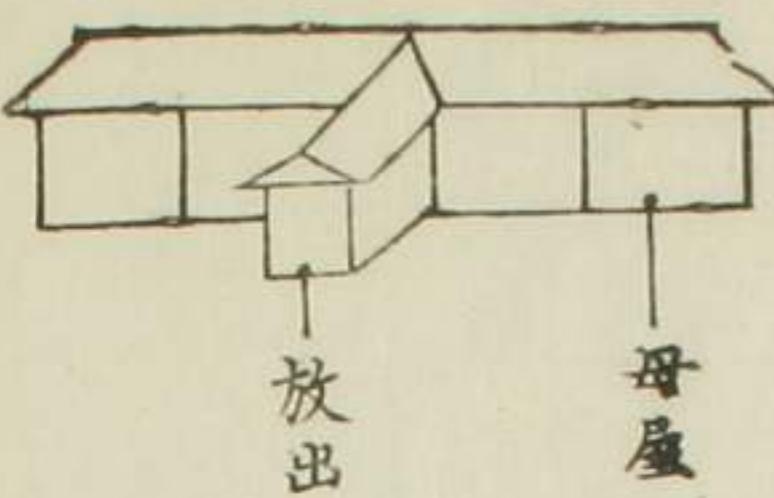
あるのまかちいてよはあらうひのことを云ふつぢあ

せをあらそえ又モナヌモ小のまかちぬをあら

らひくほく一あげのかい一あぐもやうとこあくよ

まいわくうく 細流<sup>源氏おほのなまき</sup>云う花<sup>ハナ</sup>多<sup>タチ</sup>あ<sup>ハ</sup>有<sup>アリ</sup>は

小寝殿ある母庵の中をあくまくして内侍をすまのそ  
母庵の中をいへり外掛ひきをもあらゆとハまゝ勝の心之  
花<sup>ハナ</sup>多<sup>タチ</sup>放生ハ母庵<sup>ハナ</sup>梅<sup>ハナ</sup>枝の庵<sup>ハナ</sup>東の中の放生ハ  
東の附の母庵<sup>ハナ</sup>中<sup>ハナ</sup>ハ母庵<sup>ハナ</sup>とあらめの廻との右<sup>ハナ</sup>  
障子<sup>ハナ</sup>を立てる石を中の放生<sup>ハナ</sup>と<sup>ハナ</sup>又モウ歌の  
巣上<sup>ハナ</sup>をあんてんのまかちいでを例のまつぶひとてく  
又毛<sup>ハナ</sup>ふもとのちくのまかちいでよおやくよもくとく  
曰ト又<sup>ハナ</sup>つうか多<sup>タチ</sup>西のまかちいでよおやくよもく  
喚花<sup>ハナ</sup>云寝殿<sup>ハナ</sup>を放生<sup>ハナ</sup>の子除氏梅<sup>ハナ</sup>枝の法  
渡してハ母庵<sup>ハナ</sup>をあくまくを放生<sup>ハナ</sup>と<sup>ハナ</sup>梅<sup>ハナ</sup>よもくとく



てたゞうあくゞぐるこゝに用ひて捕まよを音説  
北き大臣ノ系 うち前の放出の陽子のよよわのひるやうよとされ  
バシク又曰書 寛連車うちありてソシニシレバおの放  
出の廣庇あり板をのひくより前底は難能て云  
又云平眞盛村 盗人衆 法作をバカムアツクおもあれバシク  
奥よ入きてモオハ板をのひくと食あくめでね  
ぬ又云鬼現板 こう一も夏の日も黒さきたえが  
きよ放出する人の侍いをすとて放りそ  
揚げりよは又よ体て考るふ放おひ母をもう立  
くらむこの母をよき放ち出しそ心之大とバ丁ノ事

のぬ一横ノ畫ハ母をと壁の畫ハ放出へ世修ヌ角をと  
ソクカズアリ

一 脊板ガタイタ 東京大艦脱漏トウキョウタカヒタツル 曰嘉禄元年五月三日癸亥二品  
ノ浮方脊板中門并織戸可被立シテ 沈石集卷之忠言  
有感事シテ 或時物語二所トツシタレバ 人人家ハタ 板ハ内マデ  
ノ見若シキ事カクサンタナルニ 泰時カタマリ 家ノハタ板ハ内マデ  
見ヘトオレリトコソ仰有ツレド人ノ 中ニテ申サレケレバ次テ  
ヲ以テ奉公セント思ヘル人ノ 浮所トツ 仰ノ如ク誰モ ガクコソ  
存候トツ 太方ハ浮用心トツシタ 為モ築地ツカレホリホラ レア候  
少目出候トツシタ 各一本ツツキ 倍ハシ 二十日ハス キ倍ハシ 安

キ幸ニ僕ヤガテ此次ニヒシト涉沙汰僕ベシトロニ申  
ケレバウキウナツキテ各ノ済志ノ色ハ返く有難ク覺僕  
誠ニ済志アレバ済身ニヤスクコソ思ヒ給ヘ國ニヨリ人  
ナ若登リテツカン事バカリナキワラヒ大事ニテ僕ニ用  
心ノタメト仰僕ヘ泰時運ツキ僕ヒナバ鐵ノ葉地ヲ  
ツキテ僕トモタスカリ僕ハジ運有テ召シ使ハルベクハカク  
テ僕トモ何事カ僕ベキホリナンドホリテ僕ハサハギノ時  
人馬才キ入テ中々ハカリナキワジラヒ出来スト覓僕ハ  
板ノスキナンドハカキモナラシ僕ナント申サレケレバ人ニ祠ナ  
ロアル人ハ感涙ヲナガシケリ按ズルニ右ノ文ヲ見レバ簪板ハ

今世ニ所謂板塀也簪ノ字ハ僕字ニテ實ハ端ナル  
ベシ端ノ字ハタトヨム宅地ノ廻リノ端ニ板塀ヲスル故ニ  
ハタ板ト云ナルベシ

一 狹板ハシイタ 東京ノ卷三十八寶治元年六月二日癸未近國  
涉家人等自南從北馳參中署 五郎左東門尉盛時者  
所遲糸ノ間充盈等甚周章附運云從雖被閉門  
五郎左東門尉冬入者不可謂志欲立詞不終懸手  
於狹板上者諸人屬目是盛時也云按ズルニ狹板ハ門之  
両方ノ袖ヲ云ナルベシ左右ノ立柱ニ溝ヲ掘ラ其溝ハ板ヲ  
横タエテ狹ミ入ル、也是ヲ狹板ト云

一 箸子スノコと云奉古事より産處の外、細き板を横スる  
うべてあたる縁に板と板との間をさすりて竹箸スを  
あさるゆゑあり)

一 倉又サナミの内侍ウキサナミとも云ふ一名廬板の内裏ウキサナミを外廻スり  
の廣くもき板敷ウキサナミをいふ家臣の被服ヒツヅケにて侍スル者と云  
て遠侍ハシマシの御ミタマシにて内侍スル者と云ふ遠侍ハシマシのゆゑは  
あれと應ヒタキヤある者を廬重門ウキサナミの内スりゆけ)

一 大燒庵ヒタキヤと云ふ内裏ウキサナミも東宮、西宮、御官院ウキサナミもあつて、  
此庵アカリの明アカリのあは衛士アカリと云フ官人アカリ火アカリを焼くアカリを

夜アカリをうたぐへ屋アカリの床アカリかくて地アカリまで燒アカリにまつせば、  
ひあききて多熱アカリ也。

一 床トコカザリ鋪アカリ敷緋アカリと云ふ、敷緋アカリとハ床アカリの内ス板アカリを敷  
白緋アカリ練緋アカリを用ス、近代ハ白緋緋アカリと紗緋アカリを敷スるも  
又アカリ引アカリの緋アカリハ床アカリの左アカリの右アカリ游アカリ緋アカリとよそ天アカリ  
嗣アカリと云アカリ、又アカリ奥アカリの時アカリ床アカリ鋪アカリ用ス。貞丈持アカリ古板アカリ

三好亭因駕記  
云西立衛門用  
破風机戸ス

也亭の上に太の板を下すハ帽額也是を名シトニ致シハキ  
名地あるから上方より下り食盤のトヨハ内を盛りあり食薦を置  
くよしに坐る太も四象流庖丁の萬商流献方居士と云ふ者有  
くよしもあリ

一 狐戸<sup>キツ子</sup>、三段の厚作より狐戸といひ今云狐格子の事  
狐格子といひ底根のものをこしらへをさし格子ともいひ用  
を爲だそ狐戸入等のあきらめやまきうねこしらへを  
あるべし狐戸といひ玉波家岡等と見えり

一枚折屏風の事今世の俗語より其の切版する時の  
用事と云ひあきらめやまきうねこしらへ不吉の物とあらず古  
代は禁裏<sup>延喜</sup>と正月とも用ひられ又賀事も用ひらるゝ所を  
古書より射恒集<sup>延喜</sup>十四年二月十四日おちせよ

すりてすりいづこの大物の四千枚の屏風四帖うちより  
すりてつづきも下又萬巻集よりの正月屏風四帖つう  
表正月<sup>全</sup>

またまた某年のもとよりあひて木とぼもほしたの  
ときハ木と下て下り木等を以てちよ用ゆる所と

座鋪飾と部

一 坐敷飾ザシキカザリ まの飾とて床と佛像の画をかけ露龜の喟  
臺等、爐、花瓶等を之具あり。後卓ヒヨクより垂押板ラシイタ 木板を  
墨等等をもよハ興達エキダツをいづけ。あの板と押子檻木ホツスニユモクを  
かくすす。祥家の書院の紳を学たる物と云。氏の夢鬼園  
作を附とも祥法子後孫ヒヨクゾンより坐敷飾と祥  
ふきうさわへ。京都は軍山代ヒマツジ祥法子ゆ依より  
右の飾を用ひられ。そぞよノ幸方の作法とも武ある  
程うこゆあり。前も主として書院主園がどあゆ。

ま方より出る事出 但去國と云名高教將軍時代僧事  
折食箋スハシ 筋進スジシテ を嘗観シテ 魚舟を次とする事も  
佛法信仰して常は精進する人もあり。其の精進  
をうかたさぬべし

一 東山殿拂飾ヒツヤマデンハフササギ もからくと云者あり。がくも此く何不  
あるねう祥シカク 也。但同書に列す  
拂飾ハフササギ と云者あり。其形もはうろく  
に似る。ねう拂飾ハフササギ と云ふ。拂すてをくねす。一拂飾、  
もからくとも第シテ あくと思ふ。せあ拂す  
からくと云ふ。河原勸と書之一名。河子とも云ふ

の度ニ多形六種ありて  
カド  
外題ノ文字  
ヲ於中ニシテ  
置く  
もは某種のかうろくよ竹す形かかうろく名有る  
ねきび一又からくもれとう葉のすハ飲食の教記  
又柱がやうのかうくね泉草  
スのせるるる事記モ名居べ

一繪又ハ詩歌お書かくまつて墨あを益ふゝ是くより相ふ  
トに至る外題を平はよしむけて字既を先よあくよし  
持よ立ケタ一卷端ハトケタと毫くゲキく上アツと毫くゲキく  
外題の文字を跡するよりもて熟き之徳の為難が甚候  
て弦の先をすよ折て弓の筋を経の毫りよす  
ヤヘキケキひきヒキ一又先ハ上アツへあり

ボン 軸墨と云

を先 ハキ終

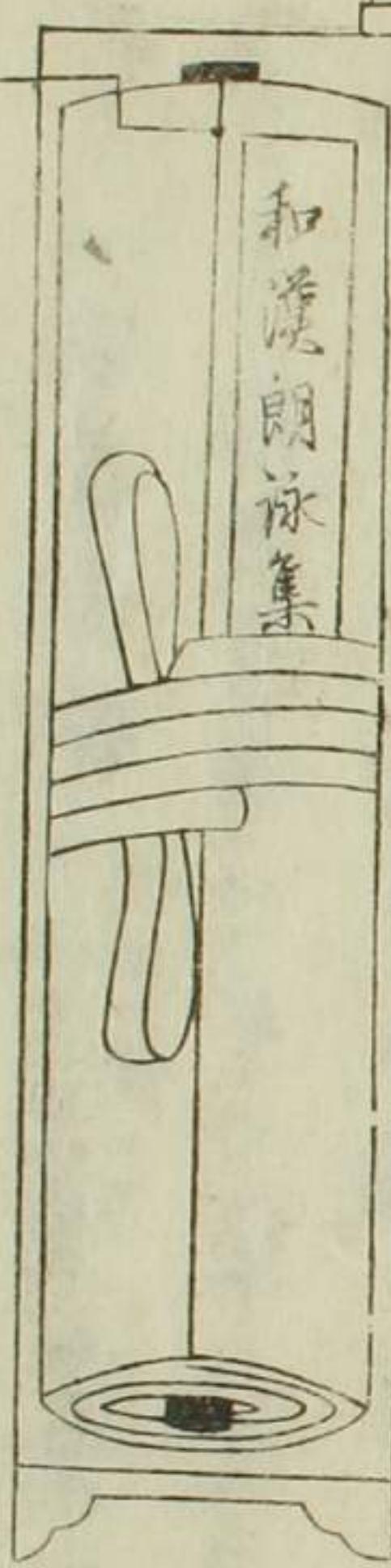
外題ノ文字  
ヲ於中ニシテ  
置く

ハキ始

勅書と平人の手筋とハ奏持物  
とふ況あれどもからうか

是古風也可用

二三失オ幕卷を置  
回ド又外題をす  
向て立ケタべ



ヘウシサヲマン中ニシテ置ク  
のすりをものことく下よアモをもて先をトのもの中へ入  
もさじいがやうの商世風皆が意を失ふもてやうめく  
一かうろくのものは黒いづこをもてうるのもの  
ケ糸と引合せそくべ

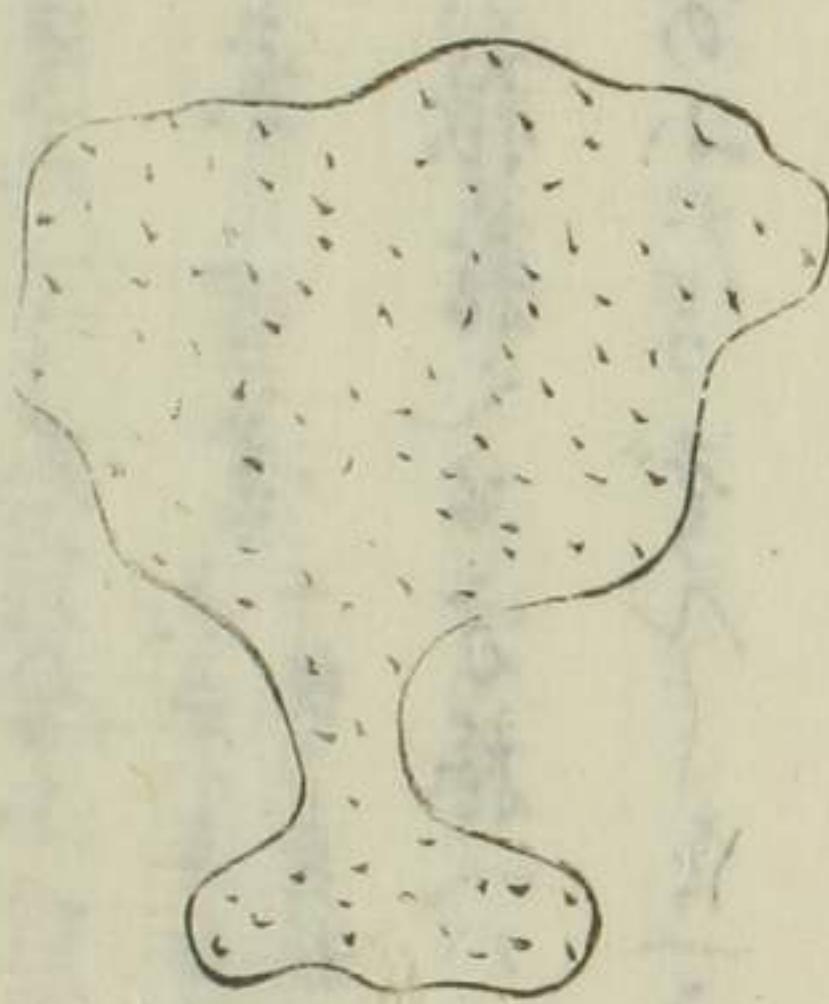
貞文云口ニサス  
セシテ頭也



和泉州云大小ノ象牙ヲ学  
鳥ノ卵ノ如クツクリタルモノナリ  
柱鋸ニ可也也胡銅鑄石ニキ  
有ベシ云々

一もろの袋君臺觀太永年中真相阿孫ノ作云西のハリ漢書ある  
すり石を卷た枝飾ハリはその袋と名め被鷺ハリと云ふを  
床飾ハリは用ゆるしもりハ盆ハリよ布ハリ床飾ハリよもと  
ももを入て毛篋ハリをもろの袋と云ふを金ハリ一飾  
所ハリもろい袋より取ハリてかざり袋ハリは枝ハリうけ  
りえ袋ハリ茶壺ハリの袋のハリくきんハリ瓶被鷺ハリハ國  
名ハリ本草綱目云波瓈出南番酒色墨色白色

波瓈本草ニ見  
如此ノ物ナリ



瑩澈ラ水精相似トアリ今ハ先物ハリ波瓈形

一四幅對君臺觀云東山殿拂飾シフクツの中四幅一對の時ハ  
三具足不ハリ並ハリと云ふ四幅對も飾ハリ有ハリすハリされ  
系ハリ云文龜二年七月十二日拂參ハリ内始法追ハリ法繪  
四幅居拂益ハリ

紙類之部

一 檀紙タニシと引合ヒキハセとハ別の紙ニ今世の人ハギンハギンの一名を  
引合ヒキハセと云ふ也アマツリ。古記カジニハ太タだうタだんター  
小コトだうタギンター大引合ヒキハセ小引合ヒキハセ又大引ヒキハセ又  
見ミたうタギンター大引合ヒキハセ又大引ヒキハセ又二の名  
の言カクきカクハ狼藉ラウガツと方紙カタハ常ノルる家門カムイ大名オニ元ハ  
備中ヒサシマの小コトだうタギンターを一重イチヨウ二重ニヨウ折ハサフて用ハサフひ  
伴ハシメ元ハシメ太タ方タの入引合ヒキハセ折ハサフて用ハサフひ  
十貼ヒヂマツ引合ヒキハセ折ハサフて書ハシメ。一武雜記ハシメ引合ヒキハセ

だんターをハ紙シあうタと結ハシメ又ハ雲クモ大式ダイキと云書ハシメ井家イニ檀紙タニシ定法堅カタハセ一尺三寸イチサンチ模ハサフ大れす引合堅カタハセ一尺  
武寸模ハサフ一尺九寸六分イチシキロクボン六分ロクボンもあう色カラホギンハギンー引合一帖ヒヂマツ  
あくす別物ハサフの後ハサフ。

一 だんターハ色カラ向カタあくタ成カタマリの面マツコうちハシメのこトともハシメ不  
均ハサフ稱ハサフ大タだうタ小コトだうタのたけの大小ハサフを  
云ハシメそくト云ハシメたタしハシメ竹簾タケスをたタすハシメとハシメ同ハシメ例ハシメ  
かとハシメと五音ハシメ通ハシメし

一 引合ヒキハセと云紙シハ考ハシメハ云ハシメて今ハシメあき狹ハサフく色カラえす墨カモ成  
りハシメあくす墨カモ持ハシメ又陸奥國ハシメ出ハシメたタものく

紙とえひとをもてて書くと云ふ事也。又陳氏の語によみものく城の  
元あらぬあざも作り、山城河の引合の事といつて云ふうち  
のく城す。山城の子陳氏が河内次麿の老の女おねも  
石元たう又引合と云ひ、ハセ大式より引合残り或は陸奥  
紙と織り又彦墨紙と云ふ。それハ彼古他の女子を以て我  
の子の男子より引合せ主婦の情を結ぶ所は城と因縁を  
有する。女子の親よきいもす。女子の親我う様よあハ彼城  
の裏より書報を成して約束を結び又女子の親我う機  
よ合されハ書報す。以て主婦を以て主ぬを引合す。  
而て故より金錢と云ふを以て主ぬを引合す。其後行まつて中興

机儀は用ひ之又云今は紙を税言税儀等と用ひ水附  
墨板あくに飾る。又言鈴と時鐘を包む形の可も思  
て税儀は紙を用ひし。今京都ニテハ紙ノタケ太エクヨコ  
タケダンシヨリハ小クウスクタニ  
シボアルヲ引合ト云ナラハセリ

一 うす墨紙と云ふ二不あり引合と宿紙の二つも  
宿紙と云ハ山城園神庵川とを書き出すす。う一つの城  
也神を城とよち色うす墨紙。紙もれうす墨紙も  
云今うす。この倫旨と云ハ宿紙は倫旨を書いて下を  
うそ上古の紙がうす。禁中とも書き下すを司人  
うかたうも古例よりて今は宿紙は倫旨を書き下す  
を起す。

唐刑徒束は厚紙係拂底用及古いとあるをそれハ纏念  
時代迄も紙少くさへてさればもさうへと用ひれたる也  
宿紙と書ともくてもあかへしもよしもさへと  
（よ今は）の浅草紙がさすまつて、達也と  
くもあき紙也

古今の鼻紙と云ふ者古よりうしりへり禽糞  
を一枚のまゝおて用ひ、お精火先様は二つおそれを堅  
まつてお又それを堅二つお以上擡てお堅四つお  
之をさうも徑て帳中もと見是も鼻をもかそ  
仰う用ひよつてひと又放がどくもつて可也もと見

昔古より御手を多く、縁よりはすじ手の事いへ  
素ともちくらきのすじ手あるがくわく紙もきく心也  
一たううるは鼻紙と書いたの鼻紙の事とてう紙と  
云ひ本名も古よりはもんの城主とて職人の作也  
一射手の鼻紙と云ふもありのものかと申えども地に至  
きて的よして射すと之を鼻紙の事あつて遣へ  
武難記射手のたう紙とかるべすすり射取を  
たてまほはるはおて又撲取てよおと四字は切れハ大  
思もとみぬのすじ手ある自ら主君はうと遙付立  
させられゆゑ多々主君ハ切れをおのトアヘテ主君

地より上へのたけとすすき云々を表し等にすて申す便主と  
一今時女の髪やまつもひよもにたけかづらふ紙あり

古ハあき残ひいよハくまも引合松原をたて

て用ひるも見たりまさりあひと云々

大平記卷六將軍自筑紫御上洛ノ条ニ云松原ヲ三帖短冊ノ廣サニ切ラセテ自ラ觀世音菩薩ト書セ玉ヒテ舟ノ帆柱毎ニ推セ元

松原と云は今之松原のあくまくの者御行被

素ニ構麁松原とあり播磨國よりすき出たり也斯用筆

筆原と云紙ハ播州松原村始て出之云々小筆九代記不

云筆久元年松原村始て流布

筆書と云は古ハあき急目と云筆の松原を序

すと云ふわこの内を筆紙う残あるか奉書と云

宣胤卿記云  
永正十六年七月十七日自花思院使樽一荷  
折<sup>言方</sup>一本<sup>以上大納</sup>秦良紙一束<sup>云</sup>

秦良紙と云紙の名ニ好亭山涉成記相阿弥うは作書等もしくは大和國多ひより出づれちうてる其の後記

も吉野城二十束を云紙十束と云職人を教令

らす我身よつとおれううこの下書きちきういもほき

一回記<sup>本</sup>大引小引<sup>ヒビ</sup>ある大引合小引合のすれ

いよ<sup>ヒビ</sup>ひづれ残とうて残ありて残をぬきつて見え

れハ郭のからうるあり残之世は窮切<sup>ヒビ</sup>云々

一多の字と云紙も古よりある残之多の字多の残と  
ひづれを畠して多の字多かうを多の字多にともれ

玉子のきよ似するもの残あるが多の事と名付く文  
安元年康富院より多子の名前ありト字集多の事の  
名目あり其又文あ年中の事とされどもあらぬ事

一ノすやうあつやう中やうあく云残ハ皆多の事の残を  
うすくすくする内よ三段のああくうすやうへ旧形は  
えをうあつやう中やうの名もええられども上代に  
うすやうといへるハとのうすやうはあくぬれたる  
の事のうすやうをえまうりへとのゆうやうれどもきう  
萬拔奪率て云厚やう薄やう多の事は皆の小文の  
古内事と云ふ

宣胤の記卷六

云手文庫本  
具注薄様金

銀兩種候事墨

一枚観云

うちくすりと云残ハ多の事残は上多あきをかくわゆ  
むよきのきくに残すキナリ残あり經らる事にて  
すきく常よいまき雲うへを上多しておまくに併す  
追善がとの教い紫のきくを上多しておこす事あり  
萬物の外豈よもりとも雲の順逆をゆめべ

たゞ残お持体勢か質す眞助返答はたゞ残の事  
紙三枚を扇風のことく三省よたゞ三三重を入ちくに  
の持すもと二アホリレノ四方之紙数已上九枚之本ハ松原の  
本原ハ引合よりもちいさきあ  
三枚よもじ引合ハ写ぢし引合かと云また三枚おまけ  
は四枚とするが多回一也余あとあまりりぢづくゆ

アモ市手に

一 平家文書外古事記からとあるハ平家文書ありあつて  
トシモハラサマハ小附をあつて、その子孫をうる

一 謙倉氏の事書れ作法云武家の傳下文殊トシハ今ハ  
謙倉紙ミクタジビカミ之松原又ハあらず矣丈ニ謙倉將軍の代よりトス  
代を謙倉紙と名付ケル於將軍の代より代を用ひ

一 武家書れ料文書れ作法云武家又ハ松原又ハ  
文をばらぬる引合セ煙紙又トシ、勞不<sup>ト</sup>書但要  
證のりこの又ハ引合煙紙を書く松原又ハ書く又改  
文殿も又松原又ハ書く又手

一 幸書文のす如即花勘語宮田房の文書書く事無し云店屋モナハナ  
ナ大たう中ノウナウちよあくくスナリハヤシテよ  
ツノハ引合のすをうれ

一 但馬氏の事書れ至云但馬氏十束送致レヒトスノサ  
但モ圓より出る紙又ハ紙ハ何ト云ふれ石洋

一 林下紙親長卿記明應二年六月自濃州法平達  
上シテ開扇二本林下百帖シテ義濃國より出残  
て林下ハ北名有。ア

一 本切紙文昭日記立年八月八日八幡田中殿分は香水山延  
多調以松原本切以藏奉之又青言今朝飯次在松原

大繪卷十五本切繪十一卷同年晴ア全繪

手切一卷

一 美濃紙 因記

十三年十一月六日

為防菓子いうもあつまひ貯院

紙可多進上ゆ

彦白城 因記

十三年十二月十五日

彦白十帖花園に進

彦白未不詳

### 皮類之部

一 虎の皮ハ主用ひるはは豹の皮ハ三方絲は用の多ニ  
いふ而ハ洋用あくり也と書れ難くサシヌリモレ  
古ハ豹の皮ハ虎の皮よりも貴きねども古シテ  
古ハ鷹覆ひうもき放皮あるは虎豹の皮放用多ニ  
三方絲古文及之藏の元あくでハ用ひハナリハモ  
肉ナリ豹の皮ハ別して三方絲用也

一 猪の皮モ古ハ常の人ハ不用シ彈正の官刑官

檢非違  
使君の

シ靴瘦行膝補皮の熟ニ無の皮を用ひ法有リ

旧記を見たる

一 窩記カラカバより唐皮カウカバとあるハ皆虎の皮の事と建武二年記より唐皮尾鞘切付と何より義教三法元服記より切付唐皮と何より又唐皮の禮と云も皆虎の皮の事と古事記唐皮とあるを今之世阿榮院より後。今度革の事とちよへて云ひ

天平四年表聖  
武天皇カウタノミコト  
年号十四  
マサシ弦ハシリ  
ノ形子ヒ  
六ソトマワ  
別ノ革テ

一 天平革と云ハ白革ホシタケよかき色ホシタケノカラよ地ホシタケノシテを白ホシタケくもやうをモヤウ  
ゆる革ホシタケと云ひ不動院主の像八幡の二字梵字天ホシタケノモニタケ四角三白キカロニヨミテカキ色二字アリ  
平十二年八月の七字ホシタケノモニタケを付ホシタケと毛ハ甲冑の竹ホシタケと<sup>キ</sup>爲ホシタケは作ホシタケつたる革ホシタケありう左眉のまひや一耳ホシタケのむひ

ナルユ  
ヒサクミタル  
ハリナレハ相  
応ノ大サニナル  
ナリ

貞丈云正平以  
前義家頼朝  
義經ホ古鏡  
え見ルニモ平革  
ノ文ニテ色ハ藍  
地白シ是吉藍  
白地ト云シ也正  
平革モ其丈ヲ  
用テ板ハタケヲ刺タル  
也板金板也云

のねあくを包む迄つにうそと強ホシタケ事と云ホシタケを  
付ホシタケしは革肥後國ホシタケ八代郡ホシタケより出ホシタケとねあくを  
をめりて深ホシタケるホシタケの不ハ白ホシタケ一牡丹唐革ホシタケと稱ホシタケる  
丸の肉ホシタケは梵字ホシタケ又不動院主の像ホシタケあり  
一 正平革ホシタケも白革ホシタケよ地ホシタケをうき色ホシタケよ白ホシタケ紋ホシタケを出ホシタケと板木ホシタケ  
以てゆくを付ホシタケくもやう唐革ホシタケすと云正平六年  
六月一日の八字ホシタケもその内而ホシタケも有ホシタケ天平革ホシタケと云ホシタケ革  
せ毛ホシタケも肥後國ホシタケ八代郡ホシタケより出ホシタケと古より八代郡ホシタケ天平革ホシタケ  
の板付ホシタケて革ホシタケもすくれホシタケて出ホシタケるう不動院主の  
像八幡の二字梵字等ホシタケを付ホシタケれそれを拂ホシタケてすくり  
商買ホシタケをとりホシタケれを從西將軍懷良親王ホシタケ八代郡ホシタケす

由は何レ時南朝のは時天子兩人まである北朝は  
正平が南朝後別の板をさがすせられて南買もとすをば  
村上院の年号

免ありてよりて正平は免韋と名すと云ふたは免

韋と云ひ正平は免韋とハ列

一行き韋と云ふ地をもととまよ澤をもととを向く出  
づるをこそ豊懸矢沙波日紀行跡の記は何レ正韋を  
すき韋と見る人ありあらず

一かすて韋と云ハヨキ韋のすへ高忠サシナカニテ  
小面草一枚

一ひきめ韋と云ふ馬めの韋とあつるゝとワビ

てのねきの枚をすきて韋と貞衡説<sub>引目韋の下  
筋のすき</sub>

天文二年日記  
元日收雲

小面草一枚

一菖蒲韋ハ地をもと又ハ毛元き地すとすもの花葉を  
もとと並て澤と自くもやうを出もと又花  
もとと葉と云ふも又花形ともも馬の形を小く際  
つも又爪形と云ふアメハ形を除くと爪の形  
似る又根立と云もありアメハの形とアメハもと  
うべ韋の形と云ふも又小様韋品韋あるもと  
一たておもとと云ふもとと菖蒲韋のすうを  
たてよあづて深くハ根立と云ふもとと様あると

降くるハ様先をもて之處はの廻りあらよ 墓様のうひ  
やうも、凌波のゆ大追シテ又一説より軍陣圖書云、永正年  
小ハ木  
若狭守 忠勝記 よし葛蒲と云ハ駒の紋シテ是なるをもす  
畠中たて葛蒲シテ志あら斗シテありを云 貞丈シテば既シテ有  
貞丈云駒の形あるを駒形葛蒲シテも云

一ふくのはと云ハ羚羊の皮カモシカ、羚羊レイヤウをもくとも云  
一羚羊レイヤウの皮シテかすりの皮シテかくの皮シテ引シテあきよ  
もすと 羚を 稔シテとすうるシテあう深シテ引シテのゆ大追シテあ  
一あとのれの韋シテをひかつけシテすまシテかゆ射シテ方シテすすみ  
のうのうとつうももまシテきゆ射シテ方シテすすみ

射シテ是足シテ松傳シテ麻シテの丸シテの韋シテとあう廉シテよシテに布衣  
記シテは獅子シテの丸シテのりシテ獅子シテの形シテを丸シテく紋シテは降シテる韋シテある  
「又ハ丸シテの内シテ獅子シテを深シテくねれ

一品韋シテと云ハ地シテハ藍シテとてまくほて白シテ、塗シテ染シテの多シテの取シテを  
もす韋シテと云シテ河シテと云シテ四名韋シテと云シテ支那韋シテ紫シテ青シテと云シテ韋シテあら多く  
説シテ有シテ

射シテ是足シテ松傳シテ麻シテの丸シテの韋シテとあう廉シテよシテに布衣  
記シテは獅子シテの丸シテのりシテ獅子シテの形シテを丸シテく紋シテは降シテる韋シテある  
「又ハ丸シテの内シテ獅子シテを深シテくねれ

一高麗皮と云ひの名取中日記より知り

一小機韋と云ひ也。藍染毛白く小机の花形を出

一弓韋と云ひ也。藍染毛白く小机の花形を出  
弓韋の禮は小机威。これは韋を細くもてて打つるを云

一甲斐國韋と云ひつまひうあくに坐三脚等す事又は坐

一日の腰を甲斐國韋もする事多えたり。袋をもむる事  
やううすり韋もアキモトハ知れり。

一おと韋と云ハ韋の名すてハアヤウケのゆゑと云韋  
アヤウケのゆゑ馬祕洗すあり。云韋ハ異韋と  
云ハづく。アヤウケのゆゑ馬祕洗すあり。云韋ハ異韋と

て別の韋と云ふ。アヤウケのゆゑハ同ニ韋もつぐべ

別の韋もつぐハアヤウケと云ふ。

一あら韋と云ハ韋のことをねね拂はせあとて洗ひ。と禮の  
一傳記洗革威の象はスルアリ。洗ひ。と洗ひ韋とハ  
うすれの韋と拂の韋を洗ひもうてうすれすあくよ  
心も洗ひ韋と云ふ。も深韋と。保元あはれは波多禮  
次郎う清く涼すて拂威の禮の袖洗韋と。あらぬとあり  
市板の保元あはれは  
げすあらかわい。拂は深く涼すて韋をあらひもつだる。すて  
洗韋と云ふ。もとを白金袋皆あと持つ役人の名すて  
の狩衣を拂ひよ陽の下退散と拂へケナイ  
ヨシリヅクルと。もじれのきのあらひもつて。すく拂ひたす  
あらひ。心も退散とあらひ。紅のきを洗ひもつて。も

モモ洗革と名有るも同音の退翁の名に家次才延喜  
縦放幕式之外古已有称裝束抄或ノルト日本記天  
皇六年小桃潔布衣服合は桃潔衫万葉集は桃花褐延喜

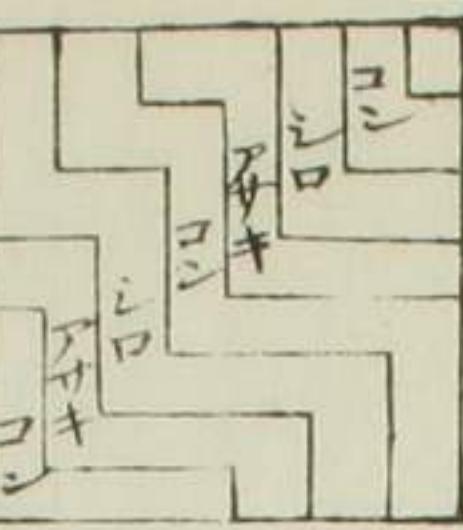
年記弐式又桃潔布衫右何をモアラシメシモリハ家次才モ桃花褐延喜

弐式又桃潔布衫右何をモアラシメシモリハ家次才モ桃花褐延喜

皆退翁のヨリ桃潔ヒハ桃の花の色の如くテナシモラ  
キ又桃花褐と云ハアリヒ潔の墨語ニ桃花褐ト書キモア  
リモ同ニアリ潔と云ハ桃花の字を傍シテ書ニ桃花褐の字を

モテ考究ヘテ桃花褐の色を洗てモテスケテ成る心也

一赤革と云ハ赤きあめニ革のヨリ<sup>は多財ノ注淡見と拂威</sup>油洗革<sup>ヨウクニタマヒ</sup>モアシムコトニ  
一偏元也語の  
トヨミモノ



此殊ヤウナリ  
折レテフシナリ  
アル故フシナリ  
ト云繩ヲセタ  
ル如クナル故フシ  
ナワメトニテ  
テハナシ幕ノ  
子繩ツ如クニテ  
其形ハ折レ曲リ  
フシクアレ故也

一繩—繩目と云革ハ幕の子繩<sup>ノ</sup>との向直<sup>モテ</sup>の布<sup>ス</sup>  
がいませぐるめく向とうア益<sup>シ</sup>と絹との筋あわ<sup>ス</sup>降<sup>カ</sup>革  
シテ<sup>シテ</sup>繩目<sup>ノ</sup>の繩<sup>ノ</sup>と云オ革<sup>ス</sup>を紡<sup>タチ</sup>てもと<sup>シテ</sup>の後云  
繩<sup>ノ</sup>傍<sup>ハ</sup>木<sup>ス</sup>糸<sup>ヲ</sup>テ<sup>シ</sup>繩目<sup>ノ</sup>より<sup>シテ</sup>すと云ハ湯洗<sup>ス</sup>  
あけの革<sup>ス</sup>と云ハ赤革<sup>ス</sup>とハ別<sup>ニ</sup>ありの革ハ紺<sup>ノ</sup>毛<sup>モ</sup>津<sup>シ</sup>  
タリミ革<sup>ス</sup>赤かハ<sup>シ</sup>あめニ革<sup>ス</sup>あけの革<sup>ス</sup>ハ<sup>シ</sup>り<sup>シテ</sup>津<sup>シ</sup>  
赤革<sup>ス</sup>ハあくまで津<sup>シ</sup>ヒ<sup>シ</sup>威<sup>ス</sup>達<sup>シ</sup>ハあけの革<sup>ス</sup>を  
御<sup>ス</sup>裏<sup>ハ</sup>あくまで津<sup>シ</sup>ヒ<sup>シ</sup>あけの赤<sup>シ</sup>ヒ<sup>シ</sup>威<sup>ス</sup>達<sup>シ</sup>ハ赤威<sup>ス</sup>と云  
ササギ<sup>ス</sup>アシテ<sup>シテ</sup>丹波國<sup>ス</sup>も<sup>シ</sup>革<sup>ス</sup>と國<sup>ス</sup>津<sup>シ</sup>也

シカハリテ色のすハあれす目録とかのこのす  
シの韋もすを深たらひ多くは黒化ニモモ地ハ藍  
一紀伊國韋をすかの祖ニすタヨ奈ヒサモニモ  
さの國よりカリ韋あるテすかのひも韋のす  
高枝小紋のする紀伊韋革アリシモトヒナ小紋  
降るかもアリテ毛も栗柄小紋ハ白シ小紋のす  
トウモロコシ段もある毛をかくヘ

一黒梅韋<sup>クリウメ</sup>ハシラ梅と毛も黒赤き色アリシ色の韋  
ヘ金仙寺<sup>伊勢寺</sup>ハ貞宗寺毛もアホのひぬも黒梅の韋用れ  
トウモロコシ毛もアリ

一黒韋ハ黒きニ素韋ハ黒ニカモハナナガラキ  
ぬく材色の括アリ韋<sup>カク</sup>ハシラ樹子の色アリ  
考アリ韋ニ白あめヘハ白きアリ<sup>ハ</sup>草ニ白毛モ白毛  
タヌ韋

一橘摩<sup>シモ</sup>アリ<sup>ヒ</sup>橘摩圓<sup>カク</sup>トテアリ<sup>ヒ</sup>韋<sup>イ</sup>  
一カハトニテアリ皮革韋是ニ<sup>ハ</sup>毛カモ<sup>ハ</sup>韋  
ハツカモカモトモテ毛をちうだらか<sup>ハ</sup>のすアリ<sup>カ</sup>  
韋ハ<sup>カ</sup>ウモトモテアリ<sup>カ</sup>の上<sup>ア</sup>ウモツモツボウ<sup>カ</sup>  
シカモ<sup>カ</sup>ウモカモのすもカハニ<sup>カ</sup>ハニ<sup>カ</sup>ハニ<sup>カ</sup>アリ<sup>カ</sup>  
あれとす旧記<sup>ハ</sup>毛毛別もあく皮革のニ<sup>カ</sup>モ<sup>カ</sup>

ちよつて用ひうる革の字を書くる事あ  
る古事記  
文字の以はれあく事あらぬ心をきて後へ  
むきもどと草のひきうる筋のことある革と  
一前旅行するの刀をさげりとひもとの革と  
鞄を履鞄（まき）作りてさゆのかくをひきもどとひ  
ひきもどの履鞄といふを畠してひく御さぎやる  
袋の名を履鞄ともひきもどハ袋よもかばの名と  
大考不革とひひきもどのあそとあぶのたるを失  
ふ不革ともいふ

行縢（ハカハキ）とする廉のぬの名を（ハカハキ）毛（ハカハキ）毛の物かけ

〔集六帖題〕  
表裏内大臣（まこと）み  
水のひすみき  
さうもさきり  
のうのけのけ  
ひくもくもく  
同基廉の高達  
長八年百零四  
三あり抜けのま  
うのくろくま  
うのくろくま  
同家家集音  
まの心を伴伸と  
あうちうちうち  
のあうちうち  
わーぞーあー  
もくもくも  
きくもくも

〔林二毛〕林色の名うりてよき一毛もう毛あく云是別  
あり廉ハ四季毛のかるをそ見別左記ス

一 莓毛と云ハ五月以後毛色變るあり白星（しやくせい）あるを

出る毛も十五六年用と

林色の林うけと云ハ林すみて林の古毛ハ長く  
秋の林色ハ短くもとすみてうをもほんとら辰毛  
をもあうてのけとくもも変毛といふすりにちごく  
二三十歳以上の人用とせ尺素被素は陰星林二毛と云  
ひくもと云ハ林の夜毛の林うけと云物（ニホン）あら  
きくも

一 林二毛と云ハ毛も林の夜毛の林うけと云物（ニホン）あら

一 秋二毛のまきと云ひ多よ多て色あざめたりと云ふ

一 林二毛ともいふをこゝある五六十七の人に用ひる

一 林色のまきと云ふハ林二毛のまきと云ふ

ぬニムニ

一 庚の毛ハ五月以上毛色黄イエロ白星を出で候ふを  
うあり多よ多てハナすもくあり星もくありと差年  
をもうすきを東方年をもうきを角カクれ

新ハタハタもむけき皮のねどす様カタチ良段三藏の元

虎のは豹の皮を用ひる平人ハ庚の皮を用ひ彈タマ又

槍ヤシロ亦遠使の友の人ハ熊の皮を用ひ秦於於軍カウ代の面

記メモリは尺えさう又尺素往來カウカウ行縢大星オオヒトツ甚毛若ハラハラ若

陰星ノミホシ林二毛ゆゑ相領サヘ及ヒテ霜基廷尉カウジは無ムカ有ハスの事

凡ハタハタ裏ハタハタ裏ハタハタの御正の唐名カウナム廷尉カウジ檢カウ亦遠使の唐名

一 沖カウ先草カウシと云ふ二ふあり一つ布カウよ記メモリたるに平は先草カウシ

二ハ赤黒カウカウの地ハ白ハタハタ唐草カウシ又ハ菊カウ葉ハタハタとの數カウを深

たハをもすハタハタ韋カウハシカウ云ハタハタ累カウ地ハタハタ白ハタハタ絨

やハを深ハタハタ毛ハタハタ將軍家カウ外カウ位カウ人の用ハタハタ韋

うハみハタハタ小平人カウ韋カウ人ハタハタも亦ハタハタの代ハタハタ白ハタハタ絨

の韋カウ後ハタハタも將カウ人ハタハタ用ハタハタか冲カウ先草カウシと云ふ

一 獅子面シラカマカウと云韋カウハ獅子シラカマを深ハタハタ面カウ韋カウありハタハタ

獅子面シラカマカウ名カウ布衣記カウ見カウニ

笠懸矢沙汰日記二見

子ヲエカキタル  
アリ是獅子ノ  
ヲモテ草ヲエカ  
キタルナルシ

光大日獅子面韋

ト云ハ獅子全

體を以て之

面斗書タガメ

集古十種甲冑

之部上巖嶋神

社藏小櫻威甲

胄綿嘴裏并

梅檀板裏包革

獅子面也又温古

鞞彙ミツイも圖あ

てもよ同一左

のもの

一

深山タマある

一

緋の赤韋の源平盛衰記は腰刀は緋の赤韋をさす  
て大赤袋と云ふと元より緋の赤韋と赤地は白く唐象  
あとの紋を出してもう一赤地の緋韋ある一毛を  
以て考へ、又云き韋と云ひ紋を染ぐる韋の熟名も々一  
練韋スジカバ残りの韋とも云練韋の熟名スジカバ毛を染ぐる  
牛の皮を最上と見る韋の性スジカバ毛を染ぐる  
と云ふかしてやすいを膽水は牛韋を浸して心まで水



の透りくる所を揚げ盤本の聲の下の赤て染籠スル  
てももあくちうもあてハ彦ヒコもあく三日のもあて後表  
まよ石灰をまだてもうけて用ひ乾燥カサフもを以て禮  
のれを作り又練韋スジカバの韋スジカバをも作り草を厚くする  
ふハ草二枚或は三枚重ておてハアヌ骨スケで厚くもし  
手縫ハタツ、盤本の切口の方は草を手縫ハタツと作スル  
右邊工岩井某力作也○貞丈云練韋ハ多寒中ミテ  
之久ヒテ草の性強くして虫生むる事無く甚忌中  
よいます乾する肉は草腐て性弱くして虫生むる  
也又云草乾する時泥鰌肉をようつけてぬくひて乾て

うあきを焼て其煙にてぬべからずにはより、虫  
生むるゆふ

一赤根筋韋のる鰐川新左衛門宮道親元<sup>ミヤザノ</sup>四月ノ記云  
アカネスナ  
文明十三辛丑年八月晦日草深木村七郎五郎三枚追上  
調阿方(被相波津使)閑田(被差し先日赤根筋韋  
依<sup>アガシ</sup>作付<sup>ハシバ</sup>貴殿(二枚追上)赤根筋<sup>アカネ</sup>あらわ  
盐を以て滌てあく筋を出<sup>アラフタリ</sup>すあり(自地子  
て筋<sup>ハ</sup>あくあり)

一赤根<sup>アカネ</sup>草ハ松葉を火<sup>ヒ</sup>燒て其煙にてぬべからず  
有世<sup>アリ</sup>ハ松葉<sup>アシカ</sup>たもこの茎<sup>ハシ</sup>とニ糸を角<sup>ハシ</sup>革<sup>ハシ</sup>よゆく

紋を安<sup>ス</sup>よハ厚紙<sup>アサヒ</sup>と紋をあらぬきてそれをくい  
そも<sup>ス</sup>り付<sup>ス</sup>てぬべからず後残の紋をひもを引<sup>ハシ</sup>く<sup>ス</sup>て<sup>ス</sup>之に  
白<sup>シロ</sup>いも<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>きの<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>草ハ革<sup>ハシ</sup>をの<sup>ス</sup>き<sup>ス</sup>た木  
よりも大き体<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>草<sup>ハシ</sup>をわ<sup>ス</sup>き<sup>ス</sup>麻<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>け<sup>ス</sup>る<sup>ス</sup>を<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>  
と<sup>ス</sup>金<sup>ス</sup>を<sup>ス</sup>み<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>ぢ<sup>ス</sup>ひ<sup>ス</sup>よ<sup>ス</sup>高<sup>ス</sup>き<sup>ス</sup>て<sup>ス</sup>か<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>て<sup>ス</sup>ある<sup>ス</sup>と<sup>ス</sup>あ<sup>ス</sup>ま<sup>ス</sup>れ<sup>ス</sup>ば  
鶴<sup>ハシ</sup>の羽<sup>ハシ</sup>の文<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>紋<sup>ハシ</sup>出<sup>ス</sup>て<sup>ス</sup>外<sup>ハシ</sup>毫<sup>ハシ</sup>毛<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>か<sup>ス</sup>て<sup>ス</sup>  
一藍<sup>ハシ</sup>良<sup>ス</sup>地<sup>ハシ</sup>の草<sup>ハシ</sup>と云<sup>ハシ</sup>白<sup>シロ</sup>き<sup>ス</sup>革<sup>ハシ</sup>と<sup>ス</sup>藍<sup>ハシ</sup>と<sup>ス</sup>紋<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>白<sup>シロ</sup>く<sup>ス</sup>出<sup>ス</sup>  
た<sup>ス</sup>く<sup>ス</sup>菖蒲<sup>ハシ</sup>草<sup>ハシ</sup>と<sup>ス</sup>藍<sup>ハシ</sup>良<sup>ス</sup>地<sup>ハシ</sup>と<sup>ス</sup>云<sup>ハシ</sup>紋<sup>ハシ</sup>ハ<sup>ス</sup>乞<sup>ハシ</sup>て<sup>ス</sup>行<sup>ス</sup>一<sup>ス</sup>  
川大双<sup>ハシ</sup>狹<sup>ス</sup>良<sup>ス</sup>藍<sup>ハシ</sup>白<sup>シロ</sup>化<sup>ハシ</sup>白<sup>シロ</sup>皮<sup>ハシ</sup>藍<sup>ハシ</sup>と<sup>ス</sup>紋<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>も<sup>ス</sup>だ<sup>ス</sup>と<sup>ス</sup>  
一<sup>ス</sup>藍<sup>ハシ</sup>白<sup>シロ</sup>化<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>考<sup>ハシ</sup>え<sup>ス</sup>返<sup>ハシ</sup>した<sup>ス</sup>云<sup>ハシ</sup>云<sup>ハシ</sup>の<sup>ス</sup>藍<sup>ハシ</sup>白<sup>シロ</sup>化<sup>ハシ</sup>の<sup>ス</sup>革<sup>ハシ</sup>を<sup>ス</sup>美<sup>ス</sup>

陳る。紋ハタケもえきよあり。地ハタケ又小様を穿き返し  
うきうちハ小様韋ハタケを穿き陳る。小様の紋ハタケす  
あり。韋ハタケの和ハタケもえきよあり。かへとつひ藍ハタケの上を  
又萬字際ハタケす。

一 黄キ白シラチ地ハタケと云。白韋ハタケは紋ハタケを黄キ也。

一 韋ハタケを洗ハタケは白水シロミズ也。すこし酒サケ薺盤ハタケ一五  
ぢをうきやす。韋ハタケを洗ハタケ。あすがのすすみ  
やくもと能ハタケいれ。こも。あり。を炭ハタケ火ハタケあり  
ても。こくすれ。い。まこと。なり。

一 ある山皮ハタケのすり法集ハタケ。すのうけの上ハタケ。紫ハタケの。す。韋ハタケ

中ハタケ指ハタケを黒韋ハタケとつぎ。やハ高ハタケ山皮ハタケの。す。等ハタケの。は。ある。  
アハタケ。あり。す。山皮ハタケ。あ。洋。指考ハタケす。韋ハタケ。ト。白。獅子  
の丸ハタケ。あ。と。を。深。出。な。は。ある。又。き。れ。又。ハ。高。山皮ハタケ。ハ。地。名。韋ハタケ  
を。き。れ。

一 八幡ハタケ黒韋ハタケと云。山城國ハタケ。幡山ハタケ。不ハタケ多ハタケ名村ハタケ。佐野ハタケ。神  
人ハタケ。紫ハタケ。と。す。す。や。よ。八幡ハタケ黒韋ハタケ。ト。う。只。黒ハタケ。韋ハタケ  
あり。る。御。あ。

一 繡韋ハタケと云。ハ。洋。延。喜。内。藏。案。或。云。名。叫。韋ハタケ  
今。せ。ま。い。も。實。條。そ。圖。温。古。韋ハタケ。繡。彙。云。る。う。う。韋ハタケ。を。の。こ。そ。



カキハ草アリ

光大曰畫草エカハトモムト一不動尊ノエカハ獅子  
牡丹画草アリソシ繪極アリハ皆畫草也

一縄目ナヘメの色草トニハアリモ記セテ伏縄目ナヘメの草のま

原平監表記ト縄目ナヘメの毛草スルアラ

一小紋の彦草ミツマキと云ハ比彦草ミツマキは深ハタハタて白ハタハタく小紋ハタハタを深ハタハタかせタケル一

革ヒツマキノ目記トハ小紋の彦草ミツマキと云ハ葛蒲草ミツマキも小紋の藍草ミツマキと

古ハタハタシアリテテ也承アリ所アリの比ハ葛蒲ミツマキの名ニすアリテテ

一冰卷草ミツマキと云ハ海カハは毛モソモソアズドアズドヌ筋スジを細スリもスリ毛

ナアリトアリ馬ウマ故モロコシ云ハやアリけの毛モソモソ又アリ毛モソモソ又アリ

あるよアリトアリ卷フス一ウマツラ卷ナトヲ三ミナリ

貞文雜記卷十四

